

重 要

平成29年度（2017年度）

# 返還のてびき

— 平成29年10月から平成30年9月貸与終了者用 —

皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として活用されます。  
最後まで責任を持って返還しましょう。

・本冊子は返還完了まで大切に保管し、利用してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

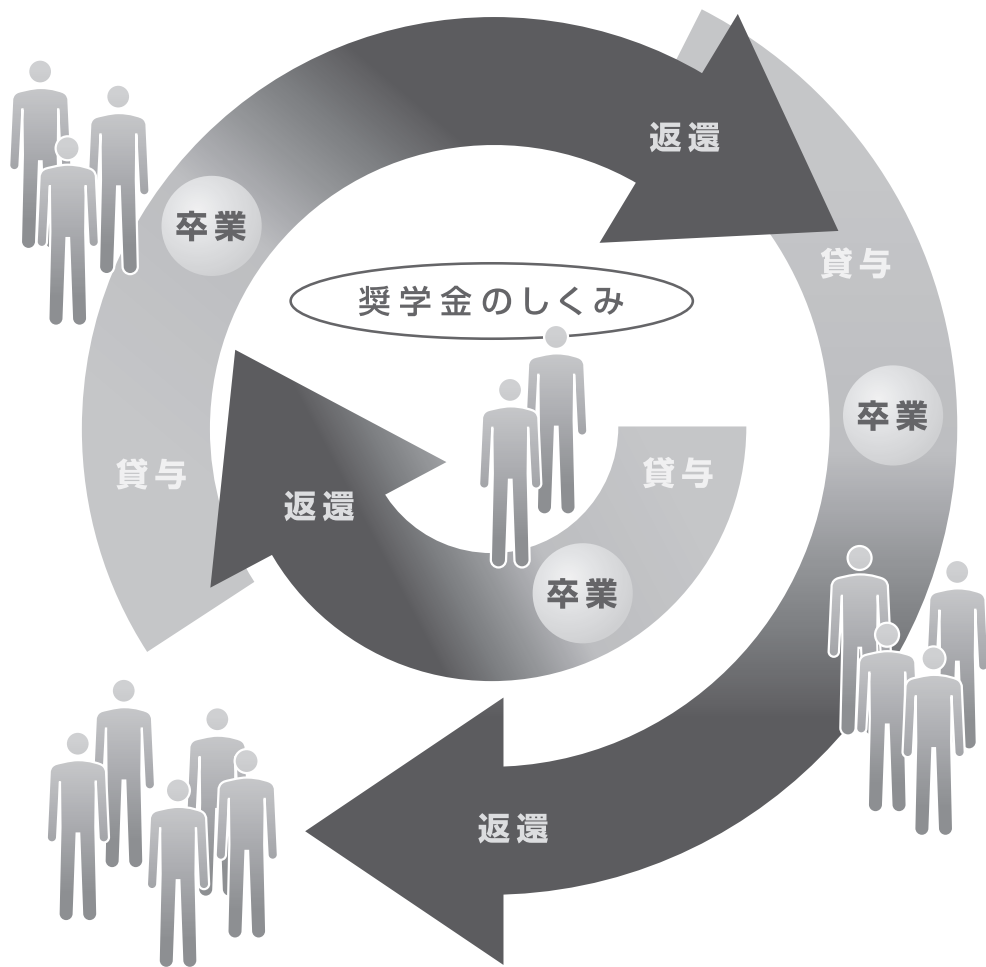
Japan Student Services Organization

# 目 次

はじめに	1
<b>I 奨学金の返還</b>	
1. 定額返還方式による返還	5
(1) 割賦方法	5
(2) 返還期日	5
(3) 返還期間（回数）	5
(4) 返還月額	6
2. 所得連動返還方式による返還	7
(1) 割賦方法	7
(2) 返還期日	7
(3) 返還月額	7
(4) 返還方式の変更	9
(5) 返還が困難な場合	9
(6) 被扶養者となった場合	10
3. 利息と利率	11
(1) 利息	11
(2) 利率	11
(3) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法	12
(4) 利率の見直し時期等	12
4. 口座振替（リレー口座）加入手続き	13
(1) 取扱金融機関	13
(2) 加入手続き	13
(3) 記入方法	14
(4) 振替用口座の変更	14
5. 住所・電話番号等の変更，連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の変更	17
(1) スカラネット・パーソナルによる転居・改姓・勤務先等の変更	17
(2) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む）	17
(3) 連帯保証人変更届，保証人変更届	17
(4) 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	18
6. 機構からのお知らせ	18
(1) 口座振替（リレー口座）加入通知および返還についてのお知らせ	18
(2) 振替案内	19
(3) 返還完了のお知らせ	19
7. 学校からのお知らせ	19
8. 繰上返還	19
9. 返還期間（回数）の変更	20
10. 在学猶予（大学，短期大学，大学院，高等専門学校，専修学校※に在学している場合）	20
(1) 入学した場合	20
(2) 奨学金を辞退した場合	21
(3) 留年により卒業期が延期された場合	21
(4) 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合	21
11. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予	22
(1) 減額返還（当初の約束どおりの返還は困難であるが返還月額を減額すれば返還できる場合）	22
(2) 返還期限猶予	25
(3) 猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予	30
12. 返還の免除	33
(1) 死亡による免除	33
(2) 精神または身体の障害による免除	33
(3) 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除（平成16年度以降の採用者）	33

13. 返還を延滞した場合	35
(1) 延滞金の賦課	35
(2) 督促	35
(3) 個人信用情報機関への登録	35
(4) 法的処理	36
(5) 代位弁済の請求と実行	36
14. 返還金の充当順位	40
(1) 第一種奨学金の場合	40
(2) 第二種奨学金の場合	40
15. 外国に在留している期間の返還	40
(1) 外国送金の留意点	40
(2) 外国から送金する場合の金融機関	40
<b>II 機関保証制度に加入している方へ</b>	
1. 機関保証制度加入者の返還	42
2. 保証料の返戻	42
3. 奨学金の返還を延滞した場合	43
<b>III 貸与奨学金返還確認票の確認（平成 22 年 4 月以降採用者）</b>	
1. 貸与奨学金返還確認票	44
2. 口座振替（リレー口座）加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出	44
3. 貸与奨学金返還確認票の見本	45
(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	45
(2) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	47
(3) 第一種奨学金 機関保証の場合	49
(4) 第二種奨学金 機関保証の場合	51
<b>IV 各種願出用紙</b>	
○ 各種願・届・文書の提出先	53
○ 転居・改氏名・勤務先（変更）届	54
○ 連帯保証人変更届	55
○ 保証人変更届	56
○ 返還保証書	57
○ 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	59
○ 線上返還申込書	60
○ 奨学金返還期間変更願	61
○ 在学届	62
○ 在学期間短縮届	64
○ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願	65
○ 奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願	69
<b>機構からの情報提供について</b>	
1. スカラネット・パーソナル	70
(1) スカラネットP Sを活用すると	70
(2) スカラネットP Sの利用可能時間	70
2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ	71
3. 日本学生支援機構（JASSO）のモバイルサイト	71
寄附金募集のご案内	71
スカラネット・パーソナルにご登録ください。	72

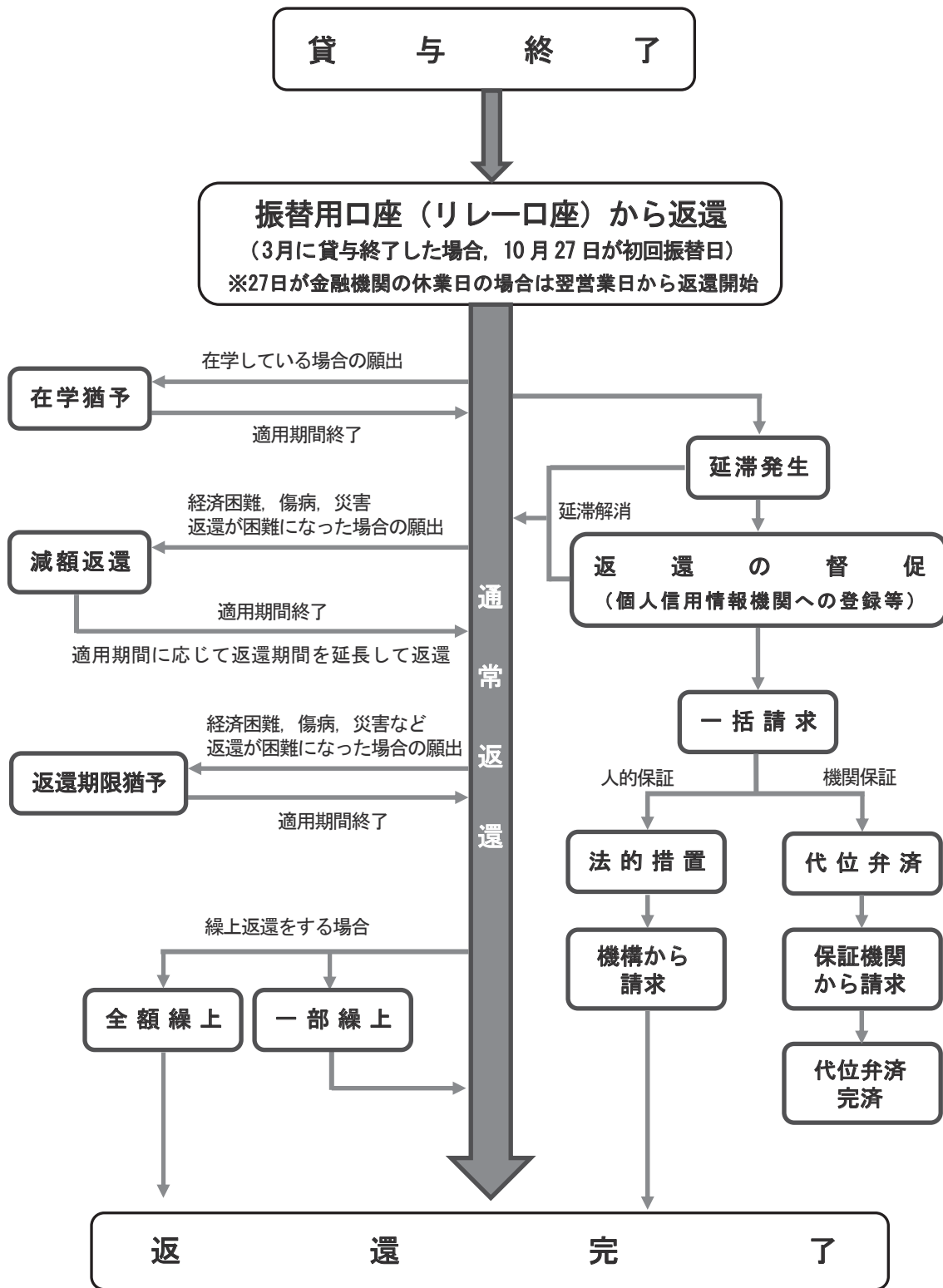
## はじめに



奨学金資金を循環運用することから、日本学生支援機構では「奨学金を返すこと」＝「返済」と呼んでいます。

奨学生が卒業後に返済するお金は、後輩の奨学金として貸与されます。

# 〈貸与終了から返還完了まで〉



## 卒業までの手続きは？（13 頁～ 16 頁， 44 頁～ 52 頁参照）

- (1) 貸与奨学金返還確認票・返還のてびき・口座振替（リレー口座）加入申込書を受け取ります。
- (2) 金融機関の窓口で口座加入の手続きを行い、「口座振替（リレー口座）加入申込書」の「**預・貯金者控**」のコピーを学校に提出してください。**必ず全員加入**してください。

## 奨学金はどう返すの？（5 頁～ 10 頁参照）

奨学金の返還は**口座振替（引落し）**により行います。

## いつから返還が始まるの？（5・7 頁参照）

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が開始します。

- (1) 月賦返還の場合，**毎月 27 日**
- (2) 月賦・半年賦併用返還の場合，**毎月 27 日に月賦分，  
1 月と 7 月の 27 日に半年賦分**

※ 27 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

## 返還方式って選べるの？（5 頁～ 10 頁参照）

平成 29 年度以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方の返還方式として従来の「定額返還方式」に加えて、卒業後の課税対象所得に応じて返還月額が決まる「所得連動返還方式」を選択できるようになりました（平成 28 年度以前に採用された方の返還方式は、定額返還方式のみです）。

- (1) **定額返還方式（5～6 頁参照）**
  - 貸与総額に応じて返還月額が決まる従来からの返還方式
  - 第二種奨学金の方は全員，定額返還方式を適用
- (2) **所得連動返還方式（7～10 頁参照）**
  - 前年の課税対象所得に応じて返還月額が決まる返還方式
  - 返還方法は月賦返還のみ（月賦・半年賦の併用返還はできません。）
  - 保証制度は機関保証のみ（人的保証は選択できません。）

## 住所・電話番号等が変更になったときは？（17 頁参照）

- (1) 住所・電話番号等の変更，連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）が変更になった場合は，**必ず届出**してください。
- (2) 住所・電話番号の変更は**スカラネット・パーソナル**から届出可能です。

## 繰上返還をしたいときはどうするの？（19 頁参照）

全額または一部繰り上げて返還することを希望する場合は、以下のいずれかの方法で申し込んでください。

- (1) スカラネット・パーソナル
- (2) 奨学金返還相談センターに電話連絡
- (3) 「繰上返還申込書」（様式は 60 頁）を郵送または FAX で機構に提出

## 返還が難しくなったときは？（22 頁～ 32 頁参照）

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害などの事情により返還が困難になった場合

- (1) **減額返還**（平成 29 年度以降採用者で「所得連動返還方式」を選択した方は申請できません。）

「返還誓約書」等で約束した返還月額での返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、1 回あたりの返還月額を 1/2 もしくは 1/3 に減額して返還できます。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。適用期間は最長 15 年（180 か月）です。

- (2) **返還期限猶予**

一定期間返還を先に延ばす場合に願い出る制度です。適用期間は通算 10 年（120 か月）です。

## 返還を延滞したときは？（35 頁～ 39 頁参照）

- (1) **延滞金**

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった返還月額（第二種奨学金の場合は、利息を除く）に対し、年（365 日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

- (2) **返還の督促**

人的保証制度選択者が延滞すると、連帯保証人や保証人へ延滞していることをお知らせし、請求・督促を行います。

- (3) **個人信用情報機関への登録**

返還開始から 6 か月経過後に延滞が 3 か月以上になった場合、個人信用情報機関に延滞者として登録する対象となります。一度登録されると、返還状況は毎月更新され、登録された情報は返還完了から 5 年経過するまで残ります。

- (4) **法的処理**

人的保証制度選択者で延滞が解消されない場合、返還残額の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てる等、法的手続きをとることがあります。

- (5) **代位弁済**

機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間の督促後、保証機関に返還残額を請求し、以後は保証機関から返還者に請求を行います。保証機関があなたの代わりに返還残額を支払ってもあなたの返済の義務はなくなりません。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の貸与奨学金は必ず返還する義務があり、その返還金は、後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みになっています。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより、初めて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり返還してください。また、返還が難しくなったときはすぐに機構に相談してください。

## 1. 定額返還方式による返還

定額返還方式とは、貸与総額に応じて決定された一定の金額で返還する返還方式です。

### (1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または、併用返還のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

### (2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回です。以降、毎月27日に毎月の月賦分を振替用口座から引き落とします（13頁参照）。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額を引き落とします。

なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

### (3) 返還期間（回数）

借用金額を6頁「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、借用金額を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

#### ① 第一種奨学金の場合【例．借用金額 2,160,000 円の場合】

月賦返還・・・2,160,000円÷150,000円＝14.4年　14年×12＝168回

併用返還・・・月賦分　2,160,000円÷150,000円＝14.4年　14年×12＝168回

半年賦分　2,160,000円÷150,000円＝14.4年　14年×2＝28回

割賦方法		返還期日	返還期間（回数）
月賦返還		毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
併用返還	月賦分	毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
	半年賦分	1月および7月の27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の2倍の回数

#### ② 第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受けた場合

貸与終了年月が同じ場合、それぞれの借用金額を合計して返還回数を算出します。



## 【奨学金返還年数算出表】

借入金額	割賦金の基礎額	借入金額	割賦金の基礎額
200,000 円以下	30,000 円	1,300,001 円～ 1,500,000 円	110,000 円
200,001 円～ 400,000 円	40,000 円	1,500,001 円～ 1,700,000 円	120,000 円
400,001 円～ 500,000 円	50,000 円	1,700,001 円～ 1,900,000 円	130,000 円
500,001 円～ 600,000 円	60,000 円	1,900,001 円～ 2,100,000 円	140,000 円
600,001 円～ 700,000 円	70,000 円	2,100,001 円～ 2,300,000 円	150,000 円
700,001 円～ 900,000 円	80,000 円	2,300,001 円～ 2,500,000 円	160,000 円
900,001 円～ 1,100,000 円	90,000 円	2,500,001 円～ 3,400,000 円	170,000 円
1,100,001 円～ 1,300,000 円	100,000 円	3,400,001 円以上	総額の 20 分の 1

## (4) 返還月額

奨学金を返還する場合における約定で決められた毎月（半年賦分は 1・7 月のみ）返還しなければならない金額（割賦金）です（以下「返還月額」という）。

## ① 第一種奨学金の場合

借入金額および割賦方法に応じた返還回数により借入金額を均等に返還します。なお、併用返還の場合は借入金額を二分し、月賦分、半年賦分の返還月額をそれぞれの返還回数により算出します。

## 割賦方法別による返還月額【例．借入金額 2,160,000 円，10 月から返還開始】

返還月 割賦方法		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
		月賦	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	
併用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524
	半年賦分				38,571						38,571	

## ② 第二種奨学金の場合

借入金額および割賦方法に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息（11 頁参照）を返還回数で除した額を上乗せした額を返還します。なお、併用返還の場合は借入金額を二分し、月賦分、半年賦分の返還月額をそれぞれの返還回数により算出します。

## 割賦方法別による返還月額【例．借入金額 2,400,000 円，利率年 3%，10 月から返還開始】

返還月 割賦方法		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
		月賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	
併用※	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516
	半年賦分				50,355						50,355	

※上記返還月額は、元金、利息、据置期間利息の合計

## 2. 所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは、卒業後の課税対象所得に応じて返還月額が決まる返還方式です。平成 29 年度 4 月以降に第一種奨学金の奨学生として採用され、この方式を選択した方が対象です。

## (1) 割賦方法

月賦返還のみとなります。月賦・半年賦の併用返還はできません。

## (2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて 7 か月目の月（3 月に貸与終了した場合は 10 月）の 27 日が初回です。以降、毎月 27 日に毎月の月賦分を振替用口座から引き落とします（13 頁参照）。なお、27 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

## (3) 返還月額

卒業後の毎年の課税対象所得に応じて翌年 10 月から 9 月までの返還月額が決まります。なお、返還月額の最低金額は 2,000 円となります。

①返還初年度		②返還 2 年目（以降）	
10 月	9 月 10 月	9 月	

## ① 返還初年度（返還開始から最初の 9 月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（1 円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が 2,000 円未満の場合、返還月額は最低金額の 2,000 円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、最低月額 2,000 円での返還が可能です（9 頁参照）。

※返還開始が 11 月以降でも、返還初年度の返還終期は 9 月となります。

## ② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の 10 月）後の返還月額

ア. 返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の 10 月に行い、その月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税対象所得が確定する 6 月以降に、機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した前年の課税対象所得で返還月額を算出し、10 月から翌年 9 月まで算出された返還月額で返還します。課税対象所得に応じた返還月額での返還が困難な場合は、返還期限猶予を願い出すことができます（25 頁～ 32 頁参照）。

なお、個人番号（マイナンバー）が利用できない場合は課税証明書を提出する必要があります。

奨学生本人が被扶養者（10 頁参照）の場合は、奨学生本人と扶養者の課税証明書の提出が必要です。

[初回の返還月額見直しの時期の例]

- ・ 2017年9月に貸与終了の場合⇒ 2018年4月から返還開始，2018年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度		②返還2年目（以降）	
4月	9月	10月	9月

- ・ 2018年3月に貸与終了の場合⇒ 2018年10月から返還開始，2019年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度		②返還2年目（以降）	
10月	9月	10月	9月

- ・ 2018年6月に貸与終了の場合⇒ 2019年1月から返還開始，2019年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度		②返還2年目（以降）	
1月	9月	10月	9月

#### イ. 返還月額の算定

前年の課税対象所得に9%をかけた額が翌年10月から9月までの返還総額となり，それを12で割った額（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額になります。ただし，その額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

#### 【注意】

返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも，返還月額は0円になりません。

#### 【初回の見直し以降の返還月額の算出方法】

〈課税対象所得に応じた返還月額〉

- ・ 年収200万円（課税対象所得 62万円）⇒返還月額 約 4,700円
- ・ 年収300万円（課税対象所得 119万円）⇒返還月額 約 8,900円
- ・ 年収400万円（課税対象所得 179万円）⇒返還月額 約 13,500円

#### ③ 最終返還月額

返還の最終年度において，返還月額を算出した余りの金額は最終の返還月額に加えるものとします。ただし，余りの金額が100円以上であるときは，返還回数を一回増やし，余りの金額を最終の返還月額とします。

#### (4) 返還方式の変更

定額返還方式から所得連動返還方式への変更をすることが可能です。

##### ① 保証制度

保証制度は機関保証であることが条件です。人的保証の方は機関保証に変更する必要があります。その場合、保証料を保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一括で支払う必要があります。

##### ② 変更手続き

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の書類を機構が指定する宛先に簡易書留で提出してください（簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります）。

〔提出書類〕

- a 「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」または「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」（未成年の場合は、親権者の署名・押印が必要）
- b 「マイナンバー提出書」
- c 「個人番号カード」等のコピー（番号確認書類および身元確認書類）

所得連動返還方式にかかる保証変更や申請書類については、奨学金返還相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

※所得連動返還方式の返還月額は、機構ホームページ「返還シミュレーション」で試算できます。

##### 【注意】

- a 所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。
- b 延滞している場合や口座未加入の場合は、返還方式の変更はできません。

#### (5) 返還が困難な場合

返還が困難な場合は、以下の制度を願い出ることができます。

##### ① 返還初年度における最低月額

返還初年度における定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、返還初年度においてのみ申請により最低月額 2,000 円での返還が可能です。この場合、証明書等は不要です。申請書類の提出及び手続の詳細については、奨学金返還相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

##### ② 返還期限猶予（25 頁～ 32 頁参照）

返還が困難な場合は、返還期限猶予を願い出ることができます。

##### 【注意】

所得連動返還方式では課税対象所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度の適用はありません。（22 頁～ 24 頁参照）

また、延滞している方、口座未加入の方または、返還初年度にあたる期間を猶予した方は、最低月額 2,000 円による返還の申請はできません。

## (6) 被扶養者\*となった場合

返還中に返還者が被扶養者となった場合又は被扶養者である場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。扶養者の課税証明書・「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留により提出が必要となります（簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります）。詳細は機構ホームページ等でお知らせします。

\*地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族をいう。

### 【注意】

以下の場合、所得連動返還方式を選択していても、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。

- a 個人番号（マイナンバー）を提出しなかった場合
- b 海外長期滞在等により、機構が課税対象所得を把握できなかった場合
- c 課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず提出しなかった場合
- d 被扶養者となった際に、返還者と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

### 3. 利息と利率

#### (1) 利息

第二種奨学金は、利息付きです。在学中は無利息ですが、貸与期間終了の翌月 1 日から利息が発生します。また、初回返還期日までの期間に据置期間利息が発生します。

なお、返還期間猶予中の期間については利息は発生しません。

[据置期間利息]

##### ア. 月賦返還の場合

貸与期間終了の翌月 1 日から初回返還期日の前月 27 日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 平成 30 年 3 月 初回返還期日 平成 30 年 10 月 27 日の場合  
据置期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 27 日

##### イ. 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

貸与期間終了の翌月 1 日から初回返還期日の 6 か月前の月の 27 日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 平成 30 年 3 月 半年賦初回返還期日 平成 31 年 1 月 27 日の場合  
据置期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 7 月 27 日

#### 【注意】

在学猶予（20 頁～21 頁参照）を適用した後も据置期間利息が発生します（月賦の場合、在学期間終了の翌月 1 日から在学猶予終了後の初回返還期日の前月 27 日まで）。

#### (2) 利率

利率の算定方法は、奨学生に採用された年度によって異なります。

##### ① 利率算定方法（利率固定方式、利率見直し方式）の選択

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます（奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます）。いずれの方式も基本月額に係る利率は年 3% が上限です。

なお、利率の算定方法は貸与終了する一定期間前まで変更ができます。

##### ② 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

###### ア. 利率固定方式

貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

###### イ. 利率見直し方式

貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね 5 年ごとに見直します。

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。



※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

### (3) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、および入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します  
(3%が上限です)。  
増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に 0.2%上乗せした利率とします。

### (4) 利率の見直し時期等

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは下表のとおり行われます（返還期間によっては見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります）。

ただし、見直した利率の適用開始日は、在学猶予期間および返還期限猶予期間については当該期間分が先送り、減額返還の場合は減額返還適用期間分が先送りとなります。

利率を見直した際に新たに決定した利率および返還月額を文書でお知らせします。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに貸与が終了した方の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月 1 日(※)	貸与終了の翌月 1 日	平成 35 年 3 月 27 日
見直し第 1 回目	平成 34 年 12 月	平成 35 年 3 月 28 日	平成 40 年 3 月 27 日
見直し第 2 回目	平成 39 年 12 月	平成 40 年 3 月 28 日	平成 45 年 3 月 27 日
見直し第 3 回目	平成 44 年 12 月	平成 45 年 3 月 28 日	返還完了日

※ただし、3 月の利率の決定時期は「貸与終了の翌月 1 日」ではありません。平成 30 年 3 月満期者については、平成 30 年 3 月 8 日に利率が決定します。

※平成 30 年 4 月以降に貸与終了した方は平成 31 年 3 月満期者と同時に利率を見直すため、見直し時期が上表の記載より 1 年遅くなります。

## 4. 口座振替（リレー口座）加入手続き

奨学金の返還は、口座振替（引落とし）により行います。所定の「口座振替（リレー口座）加入申込書」で手続きすることで返還を迅速、確実に行うことができます。**必ず全員が加入しなければなりません。**

機構では「あなたの返還金が後輩奨学生の奨学金としてリレーされる」という意味を込めて、口座振替による返還方法および返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

### (1) 取扱金融機関

ゆうちょ銀行，都市銀行，地方銀行，第二地方銀行，信託銀行（三菱UFJ信託銀行，みずほ信託銀行，三井住友信託銀行のみ），信用金庫，労働金庫，信用組合，農業協同組合，信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合

※外国銀行，インターネット専門銀行（楽天銀行，ジャパンネット銀行等），その他一部の銀行（新生銀行，あおぞら銀行，セブン銀行等），一部信用組合では取り扱っていません。

### (2) 加入手続き

貸与終了時（3月満期者は学校が指示する期日まで）に**金融機関の窓口**で振替用口座の加入手続きを行い，金融機関から受け取った「口座振替（リレー口座）加入申込書」の「**預・貯金者控**」のコピーを学校に提出してください。

#### 【注意】

- a 口座振替の手数料は無料です。
- b 金融機関から様式3の「預・貯金者控」のみを受け取ってください。その際に、「**取扱店の受付印**」が押されていることを確認してください。
- c 奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも，加入手続きが必要です。
- d 他の奨学生番号で，すでに口座振替（リレー口座）に加入済の場合も，今回貸与終了する奨学金について再度加入手続きをしてください（加入済みの口座と今回手続きをする口座の預・貯金者名が同一の場合は，今回の加入口座に統一されます）。



### (3) 記入方法

「口座振替（リレー口座）加入申込書」の記入については15頁～16頁を参照してください。「口座振替（リレー口座）加入申込書」に記載されている注意事項も併せて参照してください。

#### 【記入上の注意】

- a 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申し込みができます。
- b **共通記入欄は必須項目**です。記入漏れのないことを確認してください。  
奨学生番号、生年月日等の記入漏れがあると、個人の特典ができません。また、郵便番号の記入漏れは通知未着の原因になりますのでご注意ください。なお、「住所」欄には**貸与終了後に郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください**。
- c 勤務先が決まっている場合は、必ず記入してください。加入手続き後に勤務先が決まった場合は、スカラネット・パーソナル（70頁、72頁参照）または「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は54頁）により必ず届け出てください。
- d 「口座振替（リレー口座）加入申込書」には、今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。  
**併用貸与で、貸与終了年月が同じである場合は、第二種奨学金の奨学生番号を記入してください。なお、第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金）の貸与を受けた場合は、第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。**

### (4) 振替用口座の変更

金融機関、口座番号を変更する場合は、改めて加入手続きを行ってください。

手続きは、**郵送**で手続きを行う方法と**金融機関の窓口**で行う方法の2種類があります。申込用紙は機構ホームページから請求またはダウンロードしてください。郵送用の申込用紙は機構ホームページからダウンロードできます。機構ホームページからの請求が困難な場合は、奨学金返還相談センターに電話で請求するか、機構宛に郵送・FAXで請求してください（53頁参照）。なお、新口座への変更は、金融機関での手続き後1～2か月程度かかります。変更後は、新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座からの振替になりますので解約しないでください。

#### 【注意】

奨学生番号が2つ以上あり、複数の口座や、預・貯金者名の異なる口座からの返還を希望する場合は、奨学金返還相談センターまでお問い合わせください



# ゆうちょ銀行以外の金融機関(記入例)

## 記入上の注意

1. 記入例を参考にして、黒のボールペンで丁寧に記入してください。
2. 口座番号・奨学生番号は正確に記入してください。
3. 記入・押印漏れのないよう注意してください。
4. フリガナの姓と名は1字あけ、濁点・半濁点は1字として記入してください。

## ゆうちょ銀行以外の金融機関(記入例)

様式1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 (金融機関用)  
預金口座振替依頼書

平成 ○年 ×月 △日申込

ゆうちょ銀行 御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)  
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。  
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

いすれか片方を選んで記入してください

払込先口座番号	00190-9-579016	払込先加入者名	日本学生支援機構	払込日	割賦金支払月(休業日の場合は翌営業日)
種目コード	契約種別コード	記号	6桁目がある場合は※欄に記入してください	番号(右つめて記入してください)	
1	6	6	2	7	

フリガナ  
氏名  
住所  
〒 TEL

貯金者宛通知 1  
※奨学生と貯金者が異なり、「口座振替(リレー口座)加入通知」等を貯金者宛に送付を希望する場合は、○で囲んでください。  
※預金者宛通知(希望)した方は、預金者の住所変更があったときには速やかに本機構へ届け出てください。

金融機関 御中 (預金者→取扱金融機関)  
私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、裏面の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

本機構コード	金融機関コード	店コード	店コード	預金種目	割賦金支払月の27日(休業日の場合は翌営業日)	印鑑	照合
6	3	8	9				

取扱金融機関名 および支店名  
フリガナ キコウ アキコ  
預金者 氏名 機構 明子  
住所 東京 東京都 新宿区市谷本村町 10-7 ハイッ市谷 101 号  
〒 162-0000 TEL 03-XXXXXX-XXXXXX  
携帯電話 090-XXXXXX-XXXXXX

※口座番号・奨学生番号は、正確に記入してください。

◆共通記入欄

奨学生番号 614-XX-XXXXXX 生年月日 昭和 年××月××日  
フリガナ キコウ アキコ  
氏名 機構 明子  
住所 東京 東京都 新宿区市谷本村町 10-7 ハイッ市谷 101 号  
〒 162-0000 TEL 03-XXXXXX-XXXXXX  
携帯電話 090-XXXXXX-XXXXXX  
勤務先名(内定先) XX 商事株式会社  
TEL 03-XXXXXX-XXXXXX  
学籍番号 1X08X999-2 辞退・退学等で貸与終了の場合(3月満期以外)は✓を記入⇒

全員・全項目ご記入をお願いします

二枚目の様式2(金融機関用)→日本学生支援機構は金融機関より機構に送付していただく。

### 【金融機関確認用】

通帳に記載されている番号を記入。

金融機関に届け出ている住所を記入。

### 【日本学生支援機構連絡用】

共通記入欄は必ず記入してください。

郵便物が確実に届く住所を記入。(郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号も正しく記入してください。)

電話番号について  
固定電話がない場合は、固定電話の欄にも携帯電話の番号を記入。

勤務先について  
○勤務(内定)している会社名等を記入し、電話番号は代表番号等を記入。

○進学などで引き続き在学する場合は、「在学」に✓を記入し、勤務先は記入しない。

○勤務先が未定の場合は、「就職活動中または無職」に✓を記入。

※勤務先が確定したら、スカラネット・パーソナルから変更手続きを行うか、「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を提出してください。

辞退・退学等で貸与を終了した方は、チェックボックス「□」にチェック(✓)を記入。

※口座番号・奨学生番号は、正確に記入してください。

### 奨学生番号の記入例

(例) 614-XX-XXXXXX

奨学生番号	6	1	4	-	XX	-	XXXXXX
-------	---	---	---	---	----	---	--------

今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。

併用貸与の場合は、第二種の奨学生番号を記入してください。

(14頁4.(3)d参照)

訂正する場合  
一枚目の様式1⇒訂正印(届出印)が必要。  
二枚目の様式2⇒訂正印は不要。

## 5. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の変更

住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに届け出てください。届出がない場合、機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利益なことも生じます。

また、転居の場合は機構に届け出るとともに、必ず郵便局に転居届を提出してください。

なお、貸与中の場合は下記(1)～(4)による届出ではなく、在籍している学校に申し出てください。

## (1) スカラネット・パーソナルによる転居・改姓・勤務先等の変更

本人・連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先（機関保証）の方の転居・改姓・勤務先等の変更についての届出は、スカラネット・パーソナルで行ってください（70頁、72頁参照）。

(2) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む） **様式は 54 頁**

変更の届出は郵送・FAXでも受け付けます。変更する対象者（例えば、連帯保証人の住所変更届出の場合は「連帯保証人」）に○をつけて提出してください（提出先は53頁参照）。変更する対象者が複数名（本人と連帯保証人、本人と本人以外の連絡先（機関保証）等）の場合は、それぞれの分を作成して提出してください。

また、変更の届出は奨学金返還相談センターでも受け付けます。

**【注意】**

「転居・改氏名・勤務先（変更）届」では口座名義の変更はできません。金融機関に名義変更を届出のうえ、奨学金返還相談センターまたは郵送・FAXで機構へ連絡してください。

(3) 連帯保証人変更届、保証人変更届 **様式は 55 頁、56 頁**

連帯保証人、保証人の死亡等で、別の方に変更する場合に用います。速やかに郵送で届け出てください（提出先は53頁参照）。

## ① 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類（源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）を添付してください。

## ② 保証人を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

## ③ 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合、または65歳以上の方を保証人にする場合

借入金額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であれば選任できます。その場合は、上記①、②の他に、奨学生番号ごとに「返還保証書」（様式は57頁）および資産等を証明する書類（源泉徴収票・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの）・所得証明書等（すべて直近のもの・コピー可））を提出してください（提出先は53頁参照）。

## ④ 「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」および「第二種奨学金（海外）」の貸与を受けた方で、連帯保証人・保証人を変更する場合

専用の届出用紙があります。巻末の様式は使用せず、機構ホームページから様式をダウンロードするか、奨学金返還相談センターに請求してください（提出先は53頁参照）。



## 【参考1】連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等を選んでください。
保証人	父母以外の、本人および連帯保証人と別生計の方で、原則4親等以内の65歳未満の親族（兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。
共通	① 未成年者・学生・債務整理中の方等保証能力がない方は認められません。 ② 奨学生本人の配偶者（婚約者含む）は認められません。 ③ 平成14年度以降に採用された奨学金にかかる届け出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、下記【参考2】の書類に加えて「返還保証書」および収入・資産等の証明書類の添付が必要です（返還総額の返還を確実に保証できる収入・資産のある方を選任していただくこととなります）。 ア 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合 イ 届出の時点で65歳以上の方を保証人にする場合 ④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

## 【参考2】新連帯保証人・新保証人の届出時の必要書類

新連帯保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可） ② 収入に関する証明書類（コピー可） ・ 給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・ 給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書（控）等
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）

※証明書類は、変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

## (4) 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 様式は59頁

機関保証制度加入者が「本人以外の連絡先」として届け出ている方を、**別の方に変更する場**合に使用します。速やかに郵送で届け出てください（提出先は53頁参照）。

なお、機構が本人と連絡を取れない場合、電話等によって「本人以外の連絡先」に本人の住所や電話番号等を照会することがありますので新たに「本人以外の連絡先」となる方に対しては、あらかじめ役割をよく説明して承諾を得てください。なお、「本人以外の連絡先」となる方は債務者でないため、その方に返還状況等をお知らせすることはありません。

また、すでに届け出ている方の**住所等に変更があった場合**は、この様式ではなく、スカラネット・パーソナルで変更するか、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は54頁）で届け出てください（提出先は53頁参照）。

## 6. 機構からのお知らせ

## 【注意】

機構からのお知らせを開封する前に、必ず宛名を確認してください。

## (1) 口座振替（リレー口座）加入通知および返還についてのお知らせ

口座加入後、「口座振替（リレー口座）加入通知」で返還の明細をお知らせします（3月満期者には機構に登録された住所に8月上旬頃送付します）。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。「口座振替（リレー口座）加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

※第二種奨学金については、併せて、確定した貸与利率をお知らせします。

※人的保証を選択された方は、別途連帯保証人および保証人宛に「返還についてのお知らせ」を送付します。

## (2) 振替案内

原則として、毎年1回、返還残額（第二種奨学金の場合は残元金、約定残利息）と次回振替額等を記した「振替案内」を、機構に登録された住所に送付します。

## (3) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を本人宛に送付します。

## 7. 学校からのお知らせ

奨学金の貸与を受けた学校から、奨学金の返還等に関するお知らせが送付される場合があります。

## 8. 繰上返還

全額または一部を繰り上げて返還することができます。希望するときは、スカラネット・パーソナルによる申し込み、奨学金返還相談センターへの電話連絡、または「繰上返還申込書」（様式は60頁）を郵送・FAXにて機構に提出してください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息（11頁参照）はかかります。

申込方法の詳細は、下記＜奨学金の繰上返還の申込方法＞の表を参照してください。

### ＜奨学金の繰上返還の申込方法＞

申込方法	申込先	申込期限	繰上返還の明細
スカラネット・パーソナル（インターネットでの申し込み）	スカラネット・パーソナル https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/	繰上返還を希望する月の前月中旬～当月中旬 ※申込期間の詳細は、ホームページで確認してください。	スカラネット・パーソナルの画面上で確認してください。
電話（ナビダイヤル）	奨学金返還相談センター 0570-666-301	繰上返還を希望する月の前月	
郵送・FAX（「繰上返還申込書」での申し込み）	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 奨学事務センター FAX：03-6743-6683 （繰上返還申込書に必要事項を記入のうえ提出してください）	繰上返還を希望する月の1か月前に締切（締切前3か月間が申込期間）	振替月の中旬頃、「繰上返還通知」でお知らせします。 ※届かない場合は、奨学金返還相談センターにお問い合わせください。

### 【繰上返還における注意事項】

- 併用返還の方が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
  - 本人・連帯保証人および保証人以外の方から繰上返還を申し込むことはできません。
  - 据置期間中の一部繰上返還後の据置期間利息については、残元金に対して残りの据置期間分の利息を再計算し、全返還月額に均等に分割します。
  - スカラネット・パーソナルでの申し込みをした方で、繰上返還の振替（引落とし）希望月の前月の振替ができなかった場合は、繰上返還の申し込みは取り消されます。
- （注）繰上返還申込の処理状況については、随時スカラネット・パーソナル画面から確認してください。

## 9. 返還期間（回数）の変更

2つ以上の返還金（奨学生番号）がある方は、それぞれの借入金額に応じた返還期間（回数）となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」（6頁参照）の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、口座に加入後、変更を希望する月の2か月前までに申し出てください（様式は61頁）。ただし、延滞している場合は認められません。

なお、第二種奨学金は返還期間の変更により、変更前と比べ利息総額が増えることがあります。

[例] 大学で第一種奨学金 2,160,000 円、大学院（修士課程）で第二種奨学金 1,200,000 円を借用した場合	
大 学 2,160,000 円 ÷ 150,000 円 = 14.4 14年(168回)	⇒ (2,160,000 円 + 1,200,000 円) ÷ 170,000 円 = 19.8 19年(228回) となります。
大学院 1,200,000 円 ÷ 100,000 円 = 12 12年(144回)	

## 10. 在学猶予（大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校※に在学している場合）

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している場合、在学している期間（最短の卒業予定年月まで）は願出により返還期限が猶予されます。**スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出**してください。スカラネット・パーソナルが利用できない場合は「在学届」（様式は62頁）を在学している学校に提出してください。ただし、返還中の場合は、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

※ 専修学校の専門課程、または修業年限が2年以上の高等課程に在学している場合で、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

なお、在学猶予の対象となる分野・学科に該当するかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

[在学猶予が認められる各分野と学科]

- a 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係もしくは商業実務関係の分野に属する学科
- b 服飾、デザイン、写真、外国語、音楽もしくは美術に関する学科

### (1) 入学した場合

スカラネット・パーソナルから在学猶予願を速やかに提出してください。スカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出には在学学校の学校番号を入力する必要がありますので、事前に学校の奨学金担当窓口で照会してください。

なお、第一種奨学金または第二種奨学金を予約した方は、進学届提出時に、以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで在学猶予となります。この場合のみ在学猶予願を提出する必要はありません。

**【注意】**

- a 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程，または放送大学の全科履修生として在学している場合は，1年ごとに在学猶予願を提出してください。
- b 外国の大学などに留学した場合は，在学猶予願ではなく「奨学金返還期限猶予願」（様式は65頁～66頁）と「在学証明書のコピー」（日本語訳を添付）およびビザのコピーを1年ごとに提出してください。  
なお，日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は，日本の大学（院）への在学猶予願の提出により在学猶予が可能です。
- c 以下の場合は在学猶予の対象となりません。返還期限猶予（25頁参照）を願い出てください。
  - ・聴講生，研究生，選科履修生，科目履修生等の場合
  - ・外国留学のうち，大学，大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

**(2) 奨学金を辞退した場合**

在学猶予願の提出により，卒業時（最短の卒業予定年月）まで返還期限が猶予されます。

**(3) 留年により卒業期が延期された場合**

1年ごとに在学猶予願を提出してください。

**(4) 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合**

在学猶予を受ける資格がなくなりますので，必ず在学中に，スカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。「在学届」（様式は62頁）で提出する場合は，在学期間短縮欄のチェックボックス（）にチェック（）し，学校に提出してください。届出済みの在学期間が短くなります。在学猶予期間短縮後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

早期卒業・退学したことを連絡せず，後日そのことが判明した場合は，遡って延滞金が賦課されることがあります。



## 11. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予

経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合、返還月額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます（減額返還制度や返還期限猶予制度を利用したときの返還完了年齢は、29頁参照）。

### (1) 減額返還（当初の約束どおりの返還は困難であるが返還月額を減額すれば返還できる場合）

事情により当初の約束どおりの返還は困難であるが減額すれば返還できる場合、当初の返還月額を1/2もしくは1/3に減額して適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します（1/2に減額した場合は6か月分の返還月額を12か月で、1/3に減額した場合は4か月分の返還月額を12か月で返還）。

1年ごとに願い出て、最長15年（180か月）まで適用可能です。

「奨学金減額返還願」（様式は65頁～66頁）に必ず証明書（24頁参照）を添付して、希望月の前月末日までに、機関に願い出てください（提出先は53頁参照）。ただし、返還開始より1年以内（貸与終了または在学猶予の翌年に当年度の証明書が発行されるまで）の初回申請時に限り、証明書の提出は不要です。

- ① 返還予定総額は変更されません。
- ② 延滞になる前に速やかに提出をお願いします。希望月の前月末日までに願い出てください。
- ③ 「奨学金減額返還願」において、減額返還方法（通常返還月額を2分の1に減額する方法または3分の1に減額する方法）と減額返還の適用期間（1回の願い出で最長12か月）を選択してください。開始年月を指定する場合は、実際に返還が開始する月（平成30年3月卒業の場合は平成30年10月）以降の12か月以内の期間となります。
- ④ 「奨学金減額返還願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- ⑤ 減額返還を願い出る場合、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（例えば希望する減額返還の開始月が10月の場合、8月頃にご提出ください）。
- ⑥ 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求・督促が行われます（証明書の添付がないなど、願出に不備があった場合は減額返還を認められません）。
- ⑦ 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込み）325万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）225万円以下

ただし、上記の収入（所得）基準額を超える場合でも、26頁の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は、減額返還を願い出すことができます（控除の条件や金額等の詳細は機構ホームページで確認してください）。なお、機構ホームページに別途掲載の「控除計算表」も併せて提出が必要です。

- ⑧ 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページなどを参照してください。
- ⑨ 減額返還中でも通常の返還月額の返還に戻すことができます。通常の返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに「奨学金減額返還短縮願」（様式は69頁）を機構に提出してください（提出先は53頁参照）。

**【注意】**

- a 平成29年度以降採用者で「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は、対象になりません。
- b 延滞している場合は対象になりません。願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願出は可能になります）。
- c 返還方法は、口座振替による月賦返還に限ります。併用返還の方は、自動的に月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続されます。
- d 「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は承認されません。複数の奨学生番号を持っている方は、奨学生番号ごとに「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。
- e 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになります。
- f 3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。延滞しないように気をつけてください。

# 【減額返還】の主な証明書一覧

減額返還の証明書は、「基本」欄のA～ウのいずれかが審査対象になります。  
ただし、次の(1)～(5)の場合は、下表の該当の証明書が審査対象となります。(1) 新卒（退学）および在学猶予切れ等で所得証明書等（「基本」欄のA～ウ）の証明期間が在学中となる場合、(2) 外国居住の為に日本国内の所得証明書等（「基本」欄のA～ウ）が発行されない場合、(3) 失業中の場合、(4) 罹災月から12か月以内で災害事由で願出する場合、(5) 傷病により無職となった方が傷病を事由に願出する場合  
※各種証明書は、「コピー」と記載のないものはすべて「原本」が必要。

●証明書について、詳しくはホームページも参照してください。(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\_konnai/gengaku/index.html)

証明書の種類	証明書発行者	備考
◎卒業・退学等の翌年6月までに願い出る場合（例：平成30年3月卒業⇒平成31年6月までに願い出る場合） （12月退学等の場合は翌々年の6月まで）（引き続き進学される方を除く⇒在学猶予参照）		
新卒（退学）および在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入 入学準備中	下記①～⑤のいずれかひとつ。 ①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー ②直近連続3か月分の給与明細のコピー又は給与証明書 ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー等 ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書 ⑤高等教育機関進学準備の予備校の在籍証明書（資格取得目的の予備校は対象外）	②勤務先 ④出身学校教諭・教授等 ⑤在籍学校長等 ②事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記（勤務先複数の場合全て同一月） ③自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要 ④発行日・職名・署名・押印必要。様式自由。最近3か月以内発行 ※平成29年12月卒業（退学・修了）以降で上記期間に該当するものは、初回願出に限り左欄の証明書の提出を省略することができる。 ※平成30年3月卒業者が平成31年6月以前に2回目以降減額返還願を提出しようとする場合に提出時点において市区町村役場で取得できる所得証明書等は、まだ平成29年分（在学期間中）の収入・所得金額、(非)課税の証明のため、「基本」欄のA～ウの証明書では審査することができないので、左欄の証明書を提出すること。なお、左欄の証明書から推計される年間収入金額（税込み）・所得金額（必要経費等控除後）が目安以下であることが必要。 ※左欄の証明書が他、追加証明書が必要になる場合がある。 ※証明書の内容によっては、減額返還承認期間が制限される場合がある。

◎卒業・退学等の翌年7月以降に願い出る場合（例：平成30年3月卒業⇒平成31年7月以降に願い出る場合）（12月退学等の場合は翌々年の7月以降）

証明書の種類	証明書発行者	備考
下記A～ウのいずれかひとつ。 A 住民税非課税証明書（原本） イ 所得証明書（原本） ウ 市・県民税（所得・課税）証明書（原本） （収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可）	市区町村長	毎年、適用開始希望月を4月～6月として願い出る場合、左欄の証明書に加え、以下の証明書のいずれかも併せて提出が必要。なお、以下の証明書から推計される年間収入金額（税込み）・所得金額（必要経費等控除後）が目安以下であることが必要。 （例）次回返還期日平成32年4月の者が平成32年3月に減額返還願を提出しようとする場合に、平成32年3月時点ではまだ平成31年分のA～ウの証明書を取得することができない。通常、平成31年分の証明書は平成32年7月頃より取得可能となる。 ○給与所得者の方 ・源泉徴収票（前年分、コピー可） （ただし当年中に退職された方、年末調整未済、乙欄に「*」「○」等がある方は不可） 又は以下のいずれか ・直近連続3か月分の給与明細コピー又は勤務先発行の直近連続3か月分の給与証明書（原本） （勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの） ・確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ・都道府県住民税申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ○自営業者等給与所得者以外の所得を含む方 ・確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ・都道府県住民税申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ○無職の方 ・健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者氏名が載っている部分のコピー ・求職受付票（ハローワークカード）のコピー（最近4か月以内発行） ・求職中であることが分かる書類のコピー（最近4か月以内発行） ・求職活動中又は無職である事実を明らかにする民生委員の証明書（原本）（最近2か月以内発行） ※上記証明書の他、追加証明書が必要になる場合がある。

※A・イ・ウは標記年度の前年分の収入・所得金額、(非)課税を証明するものです。  
（例）平成31年度A・イ・ウは、平成30年分（平成30年1月1日～12月31日まで）の所得等の証明で、平成31年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。

◎外国居住で日本での所得証明書が発行されない方

証明書の種類	証明書発行者	備考
海外低所得 ①直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書（原本） ②ビザのコピー ※①と②両方必要（要和訳の添付）	①勤務先発行。事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記（勤務先複数の場合全て同一月）（推計される年間収入金額（税込み）を円換算した金額が325万円以下であることが必要。） ②本人名の記載のある部分とビザの有効期間がわかる部分のコピー。 ※①と②を取得することが困難な場合の提出書類については、ホームページを参照してください。	

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考
失業中	以下の①～⑥のいずれかひとつ（基本は①～④。取得困難な時は⑤⑥も可） ①雇用保険受給資格者証（求職活動記録面含む）のコピー ②雇用保険被保険者離職票のコピー ③失業者退職手当受給資格証のコピー ④雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー（喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限り） ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー（退職証明書等） ⑥健康保険厚生年金保険資格取得（喪失）証明書のコピー（退職の記載があるもの）	①～④は職業安定所長 ⑤、⑥は退職した勤務先	※各種証明書は、離職日が適用開始希望日より6か月以内を可とする。 ※「失業中」事由で願い出る場合は、左欄の①～⑥のいずれかの証明書のみで審査可能。 ※雇用保険説明会参加等で離職後就職活動を行っていることが、①により確認できる場合は、その日付から6か月以内かつ離職日より1年以内であれば失業中事由とする。 ※④、⑥は資格喪失理由が離職で、離職年月日が確認できるもの ※7か月以上前に離職していても、現在求職中の場合は、左欄の失業中の証明書（基本①～④または取得困難な時に限る⑤⑥）に加え健康保険証被扶養者欄のコピーを提出する。被扶養者の記載がない健康保険（国民健康保険証等）の場合、左欄の失業中の証明書に加え、該当の保険証コピーと求職受付票（ハローワークカード等）のコピー（最近4か月以内発行）を提出し失業中事由の願出とする。 ※雇用保険資格取得等確認通知書は失業の証明にならないため不可。
災害	罹災月から12か月目以内 ①罹災証明書 罹災月から13か月目以降 ①罹災証明書および上記基本（A～ウおよび「備考」欄の証明書）又は「新卒等」事由の証明書	①市区町村長・消防署長	1年ごとに願い出る。 ②は所得証明書等。上記「基本」欄のA～ウ又は「新卒等」事由の証明書。 ・罹災月から12か月以内に願い出る場合は、罹災証明書（原本）のみで審査可能。 ・罹災月から13か月以降であっても、当該災害に伴う避難指示により帰宅できない、又は立ち退きなどの理由で罹災状況が継続している場合は、罹災証明書（原本）のみで審査可能。
傷病	診断書（原本） （就労困難である旨と、治療中である旨の記載が必要。最近2か月以内の発行日のものに限り。）	医師・病院長	※傷病のために無職となった場合に限り。就業している方は、上記の「基本」又は「新卒等」事由の証明書を提出すること。 ※休職中の方は、傷病事由には該当しないので、上記の「基本」（A～ウおよび「備考」欄の証明書）又は「新卒等」事由の証明書および「休職証明書」を提出すること（詳細はホームページ参照）。 ※傷病状態以前から、収入・所得金額の目安以下で経済困難な場合は、上記の「基本」（A～ウおよび「備考」欄の証明書）又は「新卒等」事由の証明書のみで審査可能。

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆  
※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の書類等を求める場合や、引き続き通常割賦金で返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。  
○給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が325万円以下が目安  
○給与所得者以外の所得を含む場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が225万円以下が目安

I 奨学金の返還

II 機加入している方へ

III 確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

## (2) 返還期限猶予

返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出すことができます。「奨学金返還期限猶予願」(様式は 65 頁～66 頁)、「証明書」(27 頁～28 頁参照) および「チェックシート」(様式は 67 頁～68 頁)を調べて、希望する月の前々月末日までに機構宛に願い出てください(提出先は 53 頁参照)。

- ① 返還が困難になった場合は、速やかに提出してください。
- ② 在学期間終了後の翌年の 6 月までに無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒(退学)および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由となります。
- ③ 災害(災害原因が同一の場合は、災害発生から原則 5 年が限度になります)、傷病、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、大学学校在学(防衛大学校等一部の大学校)、海外派遣(青年海外協力隊等)による場合、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金における新卒等・経済困難による場合(30 頁参照)は、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出すことができます。その他の事由については、通算 10 年(120 か月)が限度です。
- ④ 1 年ごとに願い出てください(大学学校在学、海外派遣については複数年願出が可能です)。
- ⑤ 返還期限猶予の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の 4 か月以上前に提出があった場合は返送となります(希望する猶予の開始月が 10 月の場合、7 月～8 月頃提出してください)。
- ⑥ 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。
- ⑦ 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくこととなります。
- ⑧ 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額(税込み) 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後) 200 万円以下

ただし、上記の収入(所得)基準額を超える場合でも、26 頁の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入(所得)基準額以下となる場合は、返還期限猶予を願い出すことができます(控除の条件や金額等の詳細は機構ホームページで確認してください)。なお、機構ホームページに別途掲載の「控除計算表」も併せて提出が必要です。

- ⑨ 「奨学金返還期限猶予願」や証明書に不備がある場合は返送します。
- ⑩ 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページなどを参照してください。
- ⑪ 返還期限の猶予期間中でも猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前々月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」(様式は 69 頁)を機構へ提出してください(提出先は 53 頁参照)。
- ⑫ 延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置いて返還期限猶予を適用できる場合があります。



## 減額返還、返還期限猶予における共通注意事項

### 〔主な返送理由〕

- a 正しい証明書が添付されていない（減額返還は 24 頁参照、返還期限猶予は 27 頁～ 28 頁参照）。
- b 願出用紙に押印漏れ、または〔事情〕・〔今後の返還見通し〕などの記入漏れがある。
- c 減額返還を願い出る奨学生番号（過去に貸与終了した奨学金を含む）について、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていない。
- d 審査の時点で延滞している（減額返還の場合）。

### 〔控除項目〕

- a 奨学生本人の被扶養者にかかる控除
- b 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助
- c 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族（2 親等以内で配偶者・子を除く）への援助
- d 奨学生本人にかかる医療費
- e 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助
- f （「災害」事由に限る）住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は今後変更になる場合があります。願出の際は、機構ホームページで願出様式、必要な証明書等を確認してください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

## 【返還期限猶予】の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
1. 傷病	診断書（最近2か月以内発行） ※就労困難の記載があること。 ※滞納している場合は、加療開始時期又は発症時期に加え、現在も就労困難という記載があること。 ※上記内容を医師に追記してもらう場合は、追記日・担当医署名・訂正印が必須。 【希望猶予期間中に就労している場合】 ※「経済困難」（28頁参照）又は「新卒等の場合」（下記参照）の証明書を提出下さい。 ※給与所得者は年間収入（税込）200万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は年間所得130万円以下）が承認の基準です。	医師・病院長	【休職している場合】 「経済困難」（28頁参照）又は「新卒等の場合」の証明書および休職証明書（休職中の給与・休職期間要明記）も提出下さい。 ※休職中の給与の記載がない場合、および休職期間については「5. 経済困難」の「⑩休職証明書」の※をご覧ください。（28頁参照）	1年ごとに出る。 当該事由が継続する期間。
2. 生活保護受給中	①生活保護受給証明書（最近2か月以内発行）又は ②民生委員の証明書（最近2か月以内発行）	①社会福祉事務所長 ②民生委員		
3. 入学準備中	①予備校の在籍証明書 又は ②出身学校長又は出身学校教職員等の入学準備中であることの証明書等（発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近3か月以内発行） 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ③民生委員の入学準備中であることの証明書（最近2か月以内発行） ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること。	①在籍学校長等 ②出身学校長、出身学校教職員等 ③民生委員	※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、「経済困難」事由による猶予願出となります。（28頁参照） ※各種試験に向けての準備は「入学準備中」ではありません。	他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。
4. 失業中	①雇用保険受給資格者証（求職活動記録含む）のコピー又は ②雇用保険被保険者離職票のコピー 又は ③失業者退職手当受給資格証のコピー 又は ④雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー（喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限り） 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①～④の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること。 ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー（退職証明書等）又は ⑥健康保険厚生年金保険資格取得（喪失）証明書のコピー（退職の記載があるもの） 【次回返還期日の7か月以上前に離職している場合】 「経済困難」又は「新卒等の場合」事由による猶予願出となるが、①により雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合は、その日付から次回返還期日が6か月以内で、かつ離職日より1年以内であれば、「失業中」事由とする。	①～④ 職業安定所長  ⑤～⑥ 退職した勤務先	【次回返還期日の7か月以上前に離職しているが、年間収入（税込）300万円（自営業等の場合は年間所得200万円）を超える場合】 左記①～⑥の証明書に加えて、⑦・⑧いずれかを提出下さい。 ⑦経済困難の証明書 + 健康保険証コピー（被扶養者の記載有） ⑧経済困難の証明書 + 健康保険証コピー（被保険者）又は「国民健康保険」 + ハローワークカードコピー（最近4か月以内発行）  【次回返還期日より後に離職している場合】 「経済困難」（28頁参照）又は「新卒等の場合」事由による猶予願出をするか、離職日までの返還分をご入金下さい。	1年ごとに出る。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。
5. 経済困難については28頁参照				

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
新卒（退学）および在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入	①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は ②直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書（事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記）（勤務先が2か所以上あるときはすべて同一のもの）又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分のコピー（自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿）又は ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書（発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近3か月以内発行） 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ⑤求職受付票のコピー（ハローワークカード等）（最近4か月以内発行）又は ⑥求職活動中であることが分かる書類のコピー（最近4か月以内発行）又は ⑦民生委員の求職活動中又は無職であることの証明書（最近2か月以内発行）又は ⑧本人の事情書（上記①～④の証明書が取得困難な事由を記入）と被扶養者の記載がない健康保険証（「国保」等）のコピー、健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー、本人の住民票 ※⑧は⑤～⑦のいずれも取得困難で、本人は被扶養者だが健康保険証（国民健康保険証等）に被扶養者の記載がない場合に限り。	②勤務先  ④出身学校教諭・教授等  ⑤ハローワーク  ⑥ハローワーク、求職先等  ⑦民生委員	1年ごとに出る。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。 【備考】 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合（例：平成30年3月卒業の者が、平成31年7月以降に願出する場合）は、経済困難事由による猶予願出となる（28頁参照）。	1年ごとに出る。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。
6・その他				
外国で研究中	①在籍証明書 又は 所属機関の証明書と ②所得証明書（円換算した金額を添付） ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる証明書（円換算） ※上記いずれも日本語訳を添付	在籍学校長・所属機関の長		1年ごとに出る。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。
災害	【罹災月から12か月以内】罹災証明書 【罹災月から13か月以降】罹災証明書と「経済困難」又は「新卒等の場合」の証明書（当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、罹災証明書（原本）のみで審査可能）	市区町村長・消防署長		1年ごとに出る。当該災害の発生から5年が限度。 ※当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、起因する災害発生から5年経過しても願出は可能。
産前休業・産後休業および育児休業	①休業証明書（休業中の給与・休業期間・休業事由が明記されたもの）と ②「経済困難」（28頁参照）又は「新卒等の場合」の証明書 ※休職中の給与の記載がない場合、および休職期間については「5. 経済困難」の「⑩休職証明書」の※をご覧ください。（28頁参照）	①勤務先		1年ごとに出る。 当該事由が継続する期間。
大学在学	在学証明書 ※防衛医科大学、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、在籍期間証明書 職業能力開発総合大学校、国立看護大学校に在籍の場合	大学校長等		1回の願出により修業年限が終了するまでの期間。
海外派遣	※青年海外協力隊派遣・海外農業研修等 ①派遣証明書（派遣期間要明記）又は研修生の証明書（研修期間要明記）と ②「経済困難」（28頁参照）（年間収入（税込）300万円を超える場合は「失業中」の証明書も提出下さい）又は「新卒等の場合」の証明書	①国際協力機構・国際農業者交流協会等		1回の願出により派遣・研修が終了するまでの期間。

(次頁へ続く)

## 【返還期限猶予】の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
◎卒業・退学等の翌年7月以降に願出する場合（例：平成30年3月卒業⇒平成31年7月以降に願出する場合） （12月退学等の場合は翌年度の7月以降）			
5・経済困難	①所得証明書 又は ②市・県民税（所得・課税）証明書 （収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可） 又は ③住民税非課税証明書  ※①②③は標記年度（例：平成31年度）の前年分（例：平成30年分）の所得を証明するものです。 ※平成31年度 所得証明書、市・県民税（所得・課税）証明書、住民税非課税証明書は、平成30年分（平成30年1月1日～12月31日まで）の収入・所得金額、（非）課税の証明で、平成31年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。	①②③ 市区町村長	他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。 1年ごとに願出。
	※希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の①～③の証明書の取得ができない場合は、①～③のいずれかの証明書に併せて、下記の種類の証明書を添付してください。 （例：次回返還期日平成32年4月の者が平成32年2月に返還期限猶予願を提出しようとする場合に、平成32年2月時点では、まだ平成31年分の①～③の証明書を取得することができない。 通常、平成31年分の証明書は平成32年7月ごろより取得可能となる）  1. 給与所得者の場合……①～③のいずれか＋④～⑥のいずれか ④源泉徴収票（前年分）コピー（退職日付や乙欄に「*」等の記入がなく、年末調整が済んでいるもの） ⑤直近連続3か月分の給与明細コピー 又は 給与証明書 （事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月が明記されたもの） （勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの） ⑥確定申告書（前年分）の控のコピー（都道府県住民税申告書の控のコピーでも可） （受付印や受付年月日・受付番号等により税務署等で受付済みであることが確認できるもの）  2. 給与所得以外の所得を含む場合……①～③のいずれか＋⑥  3. 無職の場合……①～③のいずれか＋⑦～⑪のいずれか ⑦健康保険証（国民健康保険証は不可）の被扶養者欄のコピー ⑧求職受付票（ハローワークカード）のコピー（最近4か月以内発行） ⑨求職中であることが分かる書類のコピー（最近4か月以内発行） ⑩民生委員の求職活動中又は無職であることの証明書（最近2か月以内発行） ⑪上記⑦～⑩のいずれも提出できず、本人は被扶養者だが健康保険証（国民健康保険証等）に被扶養者の記載がない場合、以下4点全て。 ・本人の事情書（⑦～⑩が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由。） ・健康保険証（国民健康保険証等）のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー ・本人の住民票	④⑤ 勤務先 ⑥税務署等 ⑧ハローワーク ⑩民生委員	
	上記証明書記載の年間収入（税込）が300万円を超える方（自営業等の場合は年間所得200万円を超える方）は、①～③のいずれかの証明書に併せて、下記の証明書を追加提出下さい。  1. 今年分の推定年収が基準額を下回る場合の追加証明書……⑫・⑬いずれか1点 ⑫直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書（⑤と同一事項明記） （事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月が明記されたもの） （勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの） ⑬奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー （自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿が必要。）  2. 減収の理由が休職による場合の追加証明書 ⑭休職証明書（休職中の給与・休職期間が明記されたもの） ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中の給与が分かる就業規則や契約書等のコピーも必要。 ※休職証明書の休職期間については、以下（1）～（3）のいずれかが明記されていること。 （1）休職期間の「開始日」と「終了日」 （2）終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 （3）終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること」に加えて、「休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。  3. 特別研究員の場合の追加証明書 ⑮研究員の証明書 および 研究費の金額がわかる証明書等	⑫勤務先 ⑬勤務先 ⑭日本学術振興会等所属機関の長	
	※外国居住の低所得者の場合 直近連続3か月分の給与明細コピー 又は給与証明書（⑤と同一事項明記）とビザのコピー （ビザは本人名の記載のある部分と有効期間が分かる部分のコピー）※上記いずれも日本語訳を添付		

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準◆  
 ○給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が300万円以下が基準  
 ○給与所得以外の所得を含む場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下が基準  
 ※収入・所得金額が基準の金額以下でも、本人の世帯人数や返還の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。

※【外国の大学・大学院等に留学している場合】猶予期間は、その学校に在籍している期間となります（10年の限度なし。1年ごとの願出が必要）。入学後に申請する場合は、「在学証明書コピー」（日本語訳を添付）とビザのコピーを添付して下さい。入学前に申請する場合は、「入学許可書コピー」（日本語訳を添付）とビザのコピーを添付して下さい（猶予期間は入学月から6か月間）。ただし、語学学校等で在籍期間が9か月未満の場合は、「一般猶予」となります。猶予の期間は他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度となります。  
 ※ 聴講生、専修学校一般課程、および在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の猶予は、在学猶予の対象とはなりません。「一般猶予」となります。  
 ※ 猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「経済困難」又は「新卒等」のみです。ただし、「経済困難」事由での猶予年限特例または所得連動返還型猶予の適用には奨学生本人が所得税法上の「被扶養者」である場合、本機構が定める要件に合致する必要があります（要件に合致する証明書を提出して下さい）。なお、それら以外の事由による願出は「通常の返還期限猶予」の扱いとなります。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還 確認票の確認

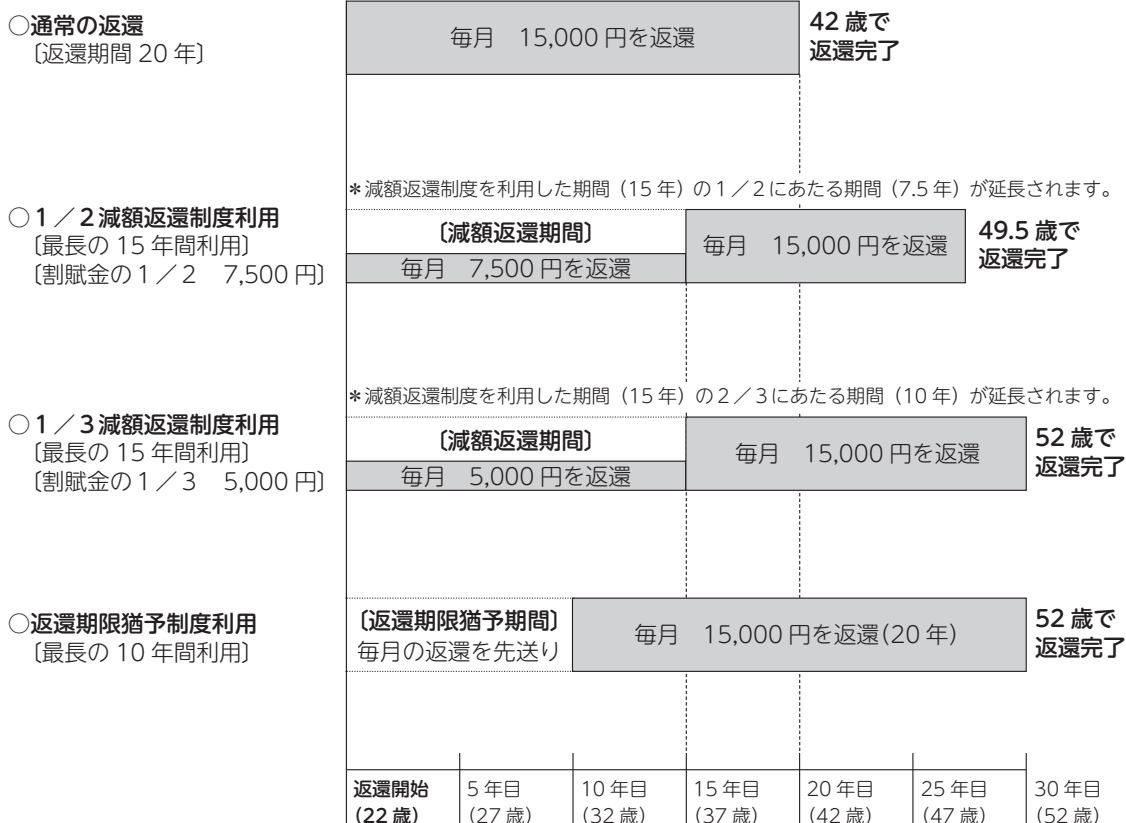
IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

減額返還制度と返還期限猶予制度を比べてみれば・・・

何歳で返還が終わるの？

〈(例) 通常の返還月額 15,000 円／返還期間 20 年／返還開始時の年齢 22 歳の方の場合〉



**返還期限猶予制度**は、経済的に厳しい時期の返還負担を解消するという意味で効果はありますが、将来へ返還の負担を先延ばしすることになります。年齢を重ねるとともに増加する消費支出のことを考慮すると、できるだけ通常返還することが好ましいですが、**減額返還制度**を利用することにより、将来への負担を軽減することができます。



### (3) 猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予

猶予年限特例（平成 29 年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（平成 24 年度から平成 28 年度採用者）の貸与終了後、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」（様式は 65 頁～ 66 頁）、「証明書」（32 頁参照）および「チェックシート」（様式は 67 頁～ 68 頁）を調べて、希望する月の前々月末日までに機構宛に願い出てください（提出先は 53 頁参照）。

ただし、願出事由が「経済困難」事由で本人が被扶養者※であるときは、次の①～④のいずれかに該当する場合に限ります。

該当しない場合は、前記（2）通常の返還期限猶予の取り扱いとなります（25 頁参照）。

#### [ 本人が被扶養者※であるときの要件 ]

※所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に定める控除対象配偶者、同項第 34 の 2 号に定める控除対象扶養親族および第 83 条の 2 第 1 項各号に掲げる配偶者をいう。

- ① 乳幼児がいる世帯にあつて、本人以外にそれらの子供を保育する方がいないとき
- ② 介護、看護又は保護を要する要介護者、療養者又は障害者がいる世帯にあつて、本人以外にそれらの方の介護等を行う方がいないとき
- ③ 本人が妊娠中であるとき
- ④ 本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

#### [ 猶予の承認期間 ]

※「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由の場合

在学期間終了後の翌年 6 月までに無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由になります。

ただし、在学が終了して 1 年経過（13 か月目以降）から猶予適用開始を希望する場合で、卒業・退学後の期間を証明する「経済困難」事由の証明書が発行されず、「新卒および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由で願い出る場合の承認期間は、猶予適用開始月から 6 か月以内となります。

また、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は 6 か月以内となります（猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12 か月以内の本人が希望する月まで承認可能です）。

## ※「経済困難」事由の場合

猶予適用開始月が4月～9月の場合で、希望する返還期限猶予の始期から1年以内の収入・所得に関する証明書の取得ができない場合は、基本の証明書に加えて追加の証明書が必要です（28頁「5. 経済困難」参照）。追加の証明書による審査の承認期間は、猶予適用開始月より6か月以内とし、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は6か月以内となります（**猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です**）。

## 猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金のポイント

- a 本制度は学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により学業を断念することのないよう、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度です。
- b 本制度の対象者は、貸与を開始する際に渡した奨学生証および貸与奨学金返還確認票の右上に〔猶予年限特例〕または〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。
- c 本制度の対象者は、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予することができますが、収入に関する証明書類を添えて機構に返還期限の猶予を願い出ることが必要です。貸与終了後に自動的に返還期限の猶予を受けられるものではありません。なお、猶予期間終了後、返還が開始（再開）されます。
- d 通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。
- e 本制度は返還が免除されるものではありません。

# 【猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間・対象
新卒（退学）および在学猶予切れ等の場合の無職・未就職・低収入	①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は ②直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書 又は （事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記） （勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの） ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分のコピー 又は （自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿） ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書 （発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近3か月以内発行）	②勤務先 ④出身学校教諭・教授等	1年ごとに願出する。 【対象】 ※在学期間を終了して1年以上の場合（例：平成30年3月卒業の者が、平成31年6月以前に願出する場合）。
	【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ⑤求職受付票のコピー（ハローワークカード等）（最近4か月以内発行） 又は ⑥求職活動中であることが分かる書類のコピー（最近4か月以内発行） 又は ⑦民生委員の求職活動中又は無職であることの証明書（最近2か月以内発行） 又は ⑧以下の4点 ・本人の事情書（上記①～④の証明書が取得困難な事由を記入） ・被扶養者の記載のない健康保険証（国民健康保険証等）のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー ・本人の住民票 ※⑧は⑤～⑦いずれも取得困難で、本人は被扶養者だが健康保険証（国民健康保険証等）に被扶養者の記載がない場合に限る。）	⑤ハローワーク ⑥ハローワーク、求職先等 ⑦民生委員	
経済困難	※【経済困難】事由での猶予年限特例または所得連動返還型猶予を適用する場合は、以下のとおり証明書を調べて提出することが必要です。 ・【全員提出が必要】の欄の所得証明書等：経済困難事由で願出する場合は全員提出が必要です。 ・【被扶養者の場合の追加証明書】の欄の証明書：奨学生本人が所得税法上の「被扶養者」であるときは、以下の【1】～【4】のいずれかに該当する場合に限り提出。該当する場合は、【全員提出が必要】の欄の所得証明書等に加えて【1】～【4】のそれぞれの項目に記載されている証明書も併せて提出してください。なお、奨学生本人が「被扶養者」で以下の【1】～【4】の事由に該当しない場合は、「通常の返還期限猶予」の経済困難事由（通算10年の取得制限年数有）で申請してください。		
	【全員提出が必要】 ①当年度の所得証明書 又は ②当年度の市・県民税（所得・課税）証明書 （収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可） 又は ③当年度の住民税非課税証明書 ※①②③は標記年度（例：平成31年度）の前年分（例：平成30年分）の所得を証明するものです。 ※平成31年度 所得証明書、市・県民税（所得・課税）証明書、住民税非課税証明書は、平成30年（平成30年1月1日～12月31日まで）の収入・所得金額、(非)課税の証明で、平成31年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。 ※希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の①～③の証明書の取得ができない場合は、①～③のいずれかの証明書を併せて、追加の証明書が必要ですので、28頁「5.経済困難」の1～3のいずれかをも添付してください。	①②③市区町村長	1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間。 【対象】 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合（例：平成30年3月卒業の者が、平成31年7月以降に願出する場合）。
	【1】 乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき 【全員提出が必要】の欄の所得証明書等に加えて、以下の①～③も併せて提出 ①事情書 ②世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの） ③同一世帯の成人親族（就学者を除く）の所得証明書又は在学証明書等（就学者がいる場合のみ）	②市区町村長 ③市区町村長・学校長等	※奨学金返還期限猶予願の中段にある申告欄のチェックボックス「所得税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族となっている・いない」に必ずチェックをしてください。
	【2】 介護等を要する療養者、障害者又は要介護者がいる世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき下記のとおり証明書を調べて提出 ・【全員提出が必要】の欄の所得証明書等 ・以下の<世帯状況を示す証明書>の①～③全て ・以下の<介護等を要する者の状況別の証明書>の④～⑧のいずれか ・以下の<介護等を必要とする者が別世帯の場合>に記載の証明書（別世帯の場合のみ）  <世帯状況を示す証明書> ①事情書 ②世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの） ③同一世帯の成人親族（就学者および介護等を要する者を除く）の所得証明書又は在学証明書等（就学者がいる場合のみ）  <介護等を要する者の状況別の証明書> 【療養者】 ④医師の診断書（最近2か月以内発行） 【障害者】 ⑤身体障害者手帳のコピー 又は ⑥精神障害者保健福祉手帳のコピー 又は ⑦療育手帳のコピー 【要介護者】 ⑧介護保険被保険者証のコピー  <介護等を必要とする者が別世帯の場合>以下の証明書が追加が必要 ⑨介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの） ⑩戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係が分かる書類	②⑩市区町村長 ③市区町村長・学校長等 ④医師・病院長	
【3】 奨学生本人が妊娠中であるとき 【全員提出が必要】の欄の所得証明書等および以下の①に加えて②又は③のいずれかも併せて提出 ①事情書 ②母子健康手帳のコピー（表紙等本人氏名の確認できる部分・診察記録の部分） 又は ③診断書（最近2か月以内発行）	②市区町村長 ③医師・病院長等		
【4】 奨学生本人が身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されているとき 【全員提出が必要】の欄の所得証明書等および以下の①に加えて②又は③のいずれかも併せて提出 ①事情書 ②就労が制限されていることが分かる書類 又は③身体障害者手帳のコピー等			

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準◆  
 ※収入・所得金額が下記の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご注意ください。  
 ○給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が300万円以下  
 ○給与所得以外の所得を含む場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

## 12. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することがあります。(1)・(2)の願出用紙は返還免除課(53頁参照)に請求してください。願出を受付後、審査し、結果を通知します。

### (1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ① 奨学金返還免除願(相続人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ)
- ② 本人死亡の事実が記載された戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書

### (2) 精神または身体の障害による免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ① 奨学金返還免除願(本人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ)
- ② 返還することができなくなった事情を証明する書類(収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合、証明書類に加え、返還できない状況であることを証明する書類)
- ③ 医師または歯科医師の診断書(機構所定の用紙)

#### 【注意】

上記(1)・(2)ともに延滞している場合は返還免除の対象になりません((1)は死亡時点、(2)は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です)。

### (3) 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除(平成16年度以降の採用者)

#### ① 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部(半額)の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議(外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」学生においては、機構に設置される委員会の審議)に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

また、これから大学院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生(「海外大学院学位取得型」および「海外協定派遣」は対象外)においては、奨学生採用時(予約採用においては予約採用候補時)に返還免除の内定者となることのできる制度を平成27年度以降の採用者から導入しています。

#### ② 貸与期間終了時における具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の貸与奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定します。



### ③ 返還免除を願い出る前に

返還誓約書の提出および口座振替（リレー口座）加入申込書の手続きは必ず行ってください。上記の手続きが確認できない場合、申請を受け付けません。

### ④ 貸与期間終了時における返還免除の願出と認定

ア. 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。

なお、添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先へ送付される募集要項等を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで直接返還免除課（53頁参照）へ簡易書留などにより郵送してください。

イ. 返還免除者の認定は、5月下旬に学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

ウ. 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先に通知します。

エ. 認定結果についての個々の照会に応じることはできません。

### ⑤ 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合（全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還

上記③によって手続きをしている口座から返還となります。

一部免除の場合は、借用金額から免除額を差し引いた金額（借用金額の半額）で返還が開始されます。返還期間が半分に短縮され初回返還月額が調整されますが、以降の返還月額は変わりません。

### ⑥ 特に優れた業績による返還免除申請中の繰上返還

「特に優れた業績による返還免除」を申請している場合は、認定結果が判明する前に全額繰上返還、または一部繰上返還の申込みをしないようにしてください。

### ⑦ 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する方（満期・辞退・退学等）については、本免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する方は、認定結果が確定するまでの間、口座から返還が始まらないよう「奨学金返還期限猶予願」（様式は65頁～66頁参照）の事由欄の「その他（）」に「優れた業績免除申請中」と記入し、「業績優秀者返還免除申請書の写し」等と併せて大学へ提出してください。

ただし、貸与期間の終了月の関係で「業績優秀者返還免除申請書の写し」が添付できない場合、「奨学金返還期限猶予願」のみ大学へ提出してください。

海外大学院学位取得型の方は、「奨学金返還期限猶予願」を直接返還免除課（53頁参照）へ簡易書留などにより郵送してください。提出または郵送された場合、貸与期間が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

なお、貸与期間が終了した月以降も引き続き在学する場合は、「奨学金返還期限猶予願」ではなく、在学届（様式は62頁）の提出により返還期限を猶予することができます。

※海外大学院学位取得型以外の方は、特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

### ⑧ 機関保証制度を選択した場合の保証料

機関保証制度を利用されている方へ保証料を返還する時期は、全額免除と一部免除（半額免除）では異なります。

全額免除の認定を受けた場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約2か月後に返還します。

一部免除の認定を受けた場合、残額を返還し終わって返還完了通知を受領した時から約2か月後に返還します。

いずれの場合も、保証機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替用口座へ振り込む予定です。

## 13. 返還を延滞した場合

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。奨学金の返還を延滞した場合は、状況に応じて以下のとおりとなります。

### (1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額（第二種奨学金に賦課されている利息は除く、元金のみ）の額に対し、年（365日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

### (2) 督促

機構または機構が委託した債権回収会社等から以下の措置がとられます。

#### ① 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

#### ② 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、通知と同時に電話でも督促を行います。ただし、電話対応いただいた方が本人・連帯保証人・保証人であることの確認が出来るまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

#### ③ 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求・督促を行います。

#### ④ 自宅への訪問

訪問の際に、直接現金を徴収することはありません。

### (3) 個人信用情報機関への登録（37頁参照）

① 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。

登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等が登録され、

契約情報として貸与額・最終返還期日等、その他に「延滞」・「代位弁済」・「強制回収手続」・「完済」等の情報も登録されます。

- ② 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。



#### (4) 法的処理 (39 頁参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置 (②～④) を執ります。

- ① 支払督促申立予告
 

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全部、利息および延滞金の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てることの予告をします。
- ② 支払督促申立
 

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。
- ③ 仮執行宣言付支払督促申立
 

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。
- ④ 強制執行
 

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きを執ります。

#### 【注意】

- a 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- b 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息 (第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

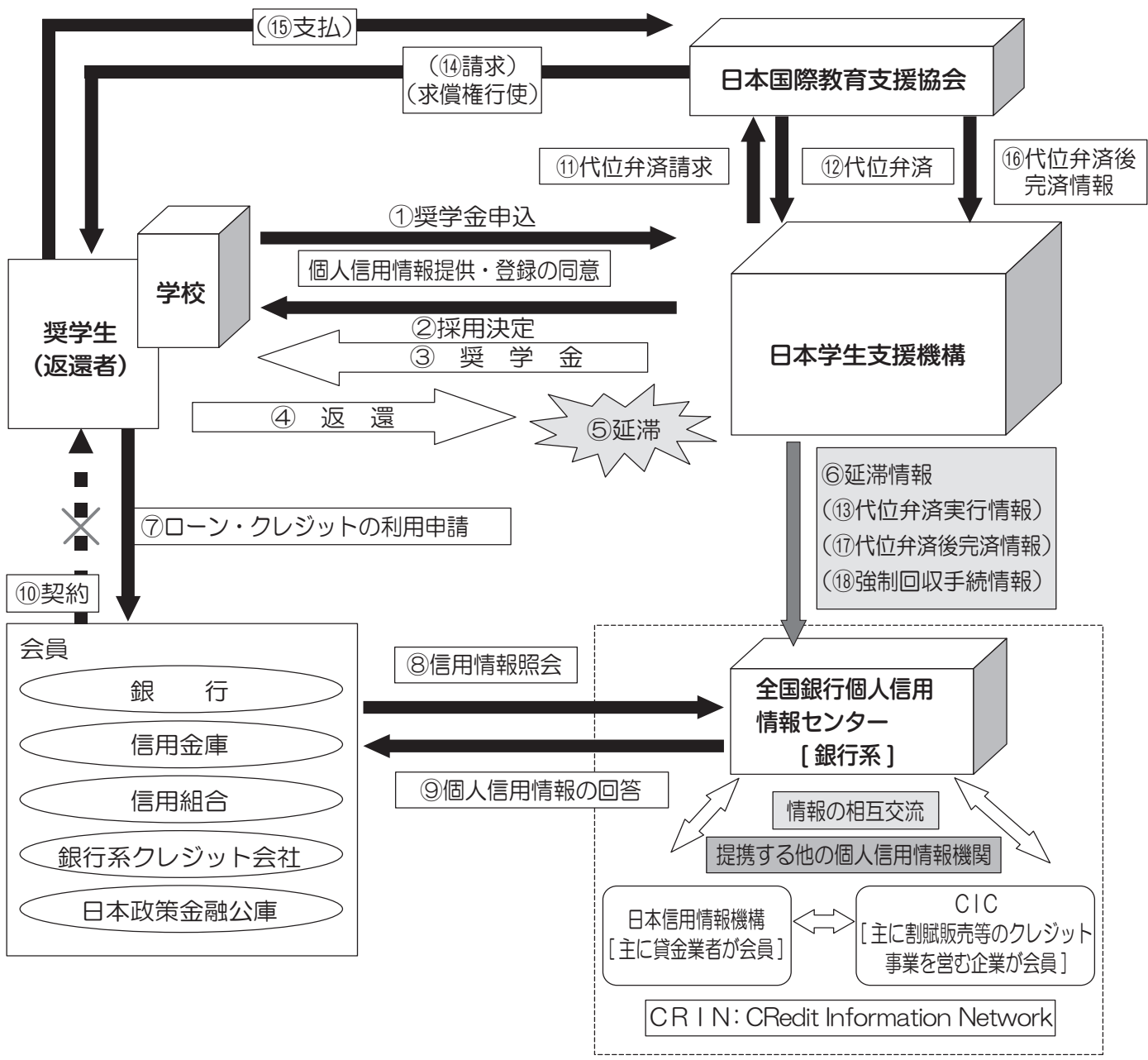
#### (5) 代位弁済の請求と実行

機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間の督促後、機構は保証機関である公益財団法人日本国際教育支援協会に奨学金の返還残額 (元金、利息 (第二種奨学金のみ)、延滞金の合計額) を請求します。保証機関は返還者に代わって奨学金の返還残額を機構に支払います。これを代位弁済といいます。

代位弁済後は、保証機関が返還者に対し代位弁済額の返済を請求します。返還者は、保証機関に代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞った場合は、年10%の遅延損害金が増加され、返済に応じない場合は、保証機関によって法的措置が執られます。詳しくは、42 頁「II 機関保証制度に加入している方へ」をご覧ください。

# 個人信用情報機関への登録の流れ

I 奨学金の返還  
 II 機関保証制度に加入している方へ  
 III 貸与奨学金返還確認票の確認  
 IV 各種願出用紙  
 JASSO 情報提供





## 個人信用情報機関への登録の流れ（37 頁参照）

### (1) 申込～採用決定, 振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

### (2) 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から 6 か月経過後に延滞 3 か月以上）

### (3) 会員による個人信用情報の利用

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

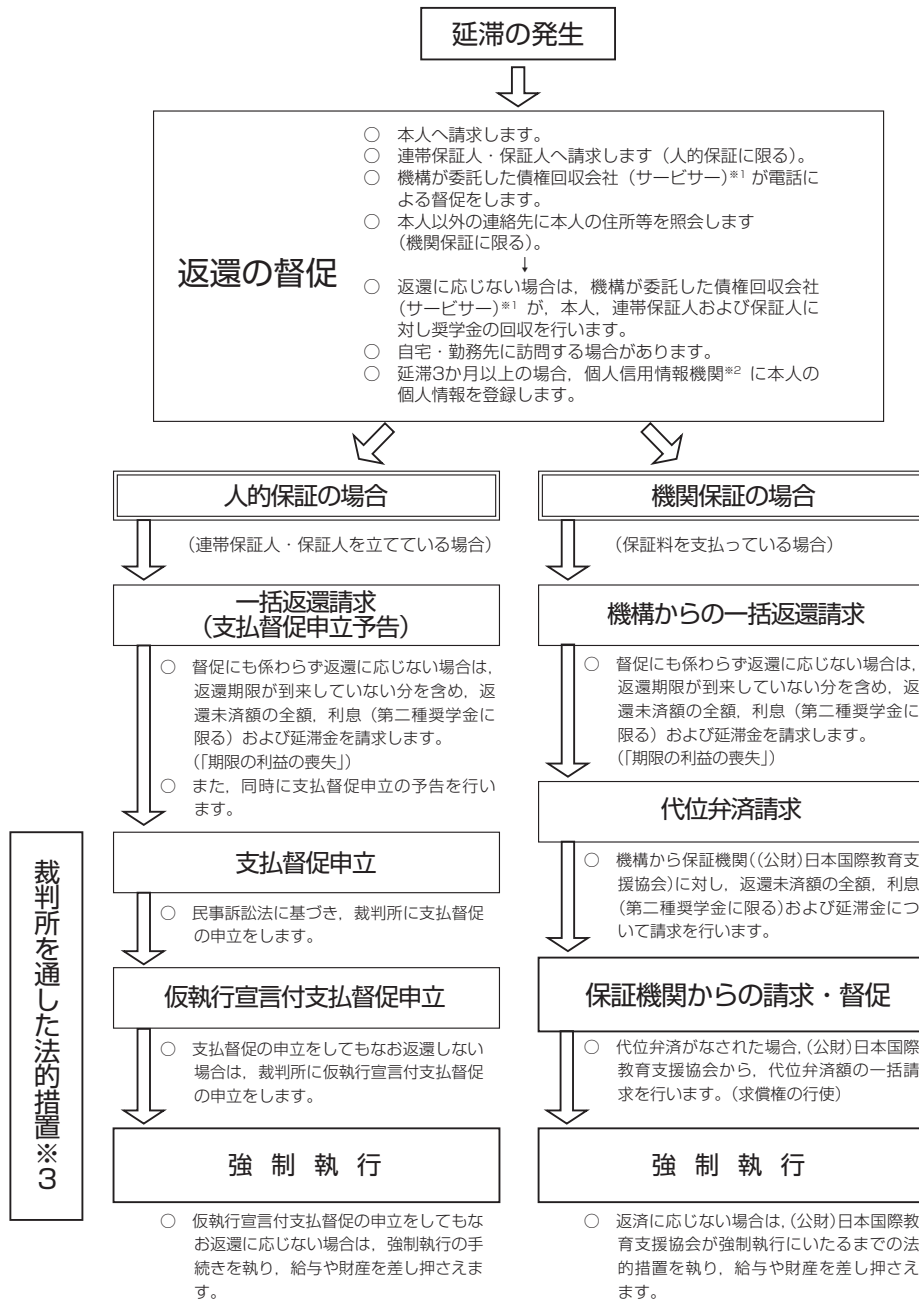
### (4) 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ（代位弁済実行後 5 年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ（代位弁済実行後 5 年以内）

### (5) 人的保証制度加入者の例

- ⑱強制回収手続情報の登録

## 奨学金の返還を延滞した場合



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

## 14. 返還金の充当順位

### (1) 第一種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、最後に元金の順に充当します。

### (2) 第二種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、利息、最後に元金の順に充当します。

## 15. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替（リレー口座）で行います。外国に転居する前に住所変更の手続き（国内の連絡先を指定）をし、機構が指定する日本国内の取扱金融機関（13頁参照）で口座振替（リレー口座）の加入手続きをして、振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に口座の残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。これらの方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座（下記参照）に送金してください。

ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）も必要であり、機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますのでご注意ください。

### (1) 外国送金の留意点

- ① 送金手数料、関係する銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- ② 振込等に際しては、住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても返還金として入金処理ができません。
- ③ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。
- ④ 入金年月日は、送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

### (2) 外国から送金する場合の金融機関

- ① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱東京UFJ銀行 本店 (7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 TEL : 03-3591-2021

## ② 国際郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構（JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION）

## Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ

### 1. 機関保証制度加入者の返還

機関保証制度は、保証機関の連帯保証を受ける制度です。機関保証制度に加入していても、奨学金は**あなた自身が責任を持って返還する必要があります。**

奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。

保証機関は、あなたの奨学金の返還残額をあなたに代わって機構に支払います（このことを代位弁済といいます）。その後、保証機関は、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。

代位弁済額の返済が滞った場合は、年10%の遅延損害金が加算され、返済に応じない場合は、保証機関によって法的措置が執られます。

保証機関があなたの代わりに奨学金の返還残額を機構に支払っても、**あなたの返済の義務はなくなりません。**

返還が困難になった場合は、22頁～32頁「10. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予」をご参照のうえ、速やかに機構にご相談ください。

### 2. 保証料の返戻

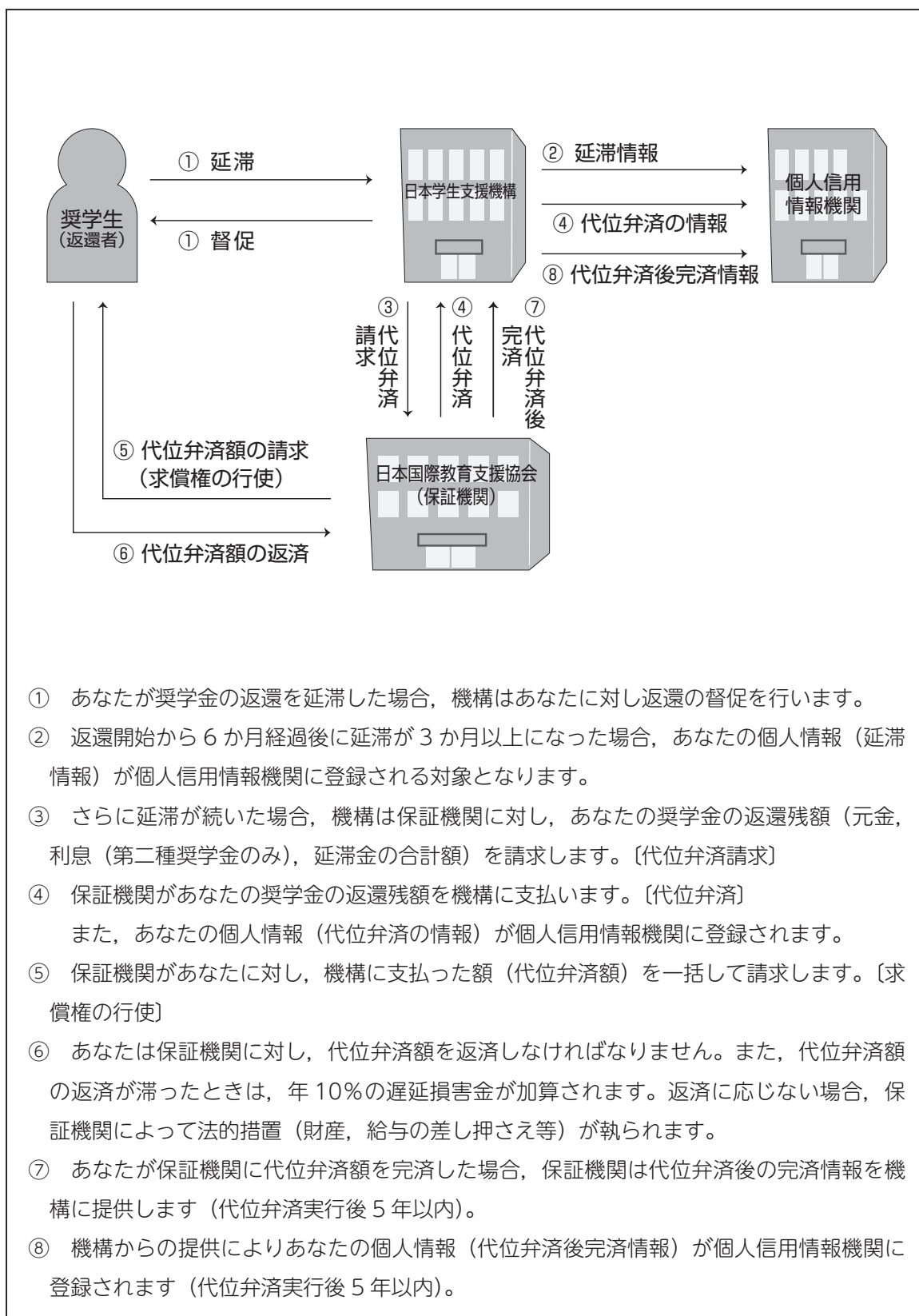
次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- （1） 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （2） 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （3） 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または振替用口座（リレー口座）となります。

ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

## 3. 奨学金の返還を延滞した場合



## 1. 貸与奨学金返還確認票

奨学生採用時に返還誓約書を提出している方は、奨学金の貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」(45 頁～52 頁参照)が交付されます。

### 〔内容確認等について〕

- (1) 借入金額・貸与の状況・返還の条件(目安)等を確認してください。  
※疑問等があれば、貸与を受けた学校に申し出てください。  
※第一種奨学金と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金については、「貸与奨学金返還確認票」が発行されません。返還誓約書【本人控用】にて確認を行ってください。
- (2) 人的保証の場合は、奨学生本人・連帯保証人・保証人、機関保証の場合は、奨学生本人・本人以外の連絡先の記載事項に変更がないかを確認してください。  
※連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先として届けられている方に必ず確認してもらってください。
- (3) 記載事項に変更や追加がある場合は、以下のとおり手続きしてください。  
【貸与中】学校に申し出てください。  
【貸与終了後】スカラネット・パーソナルや所定の様式等を用いて、速やかに機構へ届け出てください。詳細は、17 頁「4. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)の変更」を参照してください。
- (4) 72 頁の所定欄にあなたの「貸与奨学金返還確認票」を貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

## 2. 口座振替(リレー口座)加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出

「貸与奨学金返還確認票」の交付後、金融機関の窓口へ「口座振替(リレー口座)加入申込書」を提出して加入手続きを行い、学校が指示する期日までに金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。詳細は、13 頁「(2) 加入手続き」を参照してください。

### 【注意】

平成 22 年 3 月以前に採用された方は、貸与終了時に「返還誓約書」の提出が必要となりますので、学校の奨学金担当者に確認してください。



### 3. 貸与奨学金返還確認票の見本

#### (1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

##### <奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

##### <借入金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。月額の変更をした場合も、反映されています。ただし、一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。

記載はありません（\*印字）。

##### ●【第一種人的保証】

#### 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 29 年 8 月 30 日

借入金額

● ¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号 614-XX-XXXXXX	CD 9	採用種別 在学	
	在学学校 日本学生支援大学			
	住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7			
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000		
	フリガナ キコウ アキコ			
	氏名 機構 明子			
		平成 7 年 10 月 27 日生	性別 女	
貸与の状況	貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
	2014年4月～2018年3月	48月	51000円	2448000円
	年 月～年 月	月 月	円	円
	年 月～年 月	月 月	円	円

返還の条件 (目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還 毎月27日	180回	13600円	13600円	13600円
	*1 月賦返還選択時の総支払額				2448000円
	併用返還 月賦分 毎月27日	180回	6800円	6800円	6800円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40800円	40800円	40800円
	併用返還選択時の総支払額				2448000円

月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	月賦分 毎月27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	***回	***円	***円	***円
併用返還	併用返還選択時の総支払額				***円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

##### <返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払い額等を確認してください。

##### <貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額を確認してください。

##### <奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民登録住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

「所得連動返還型無利子奨学金制度」の方は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。なお、平成29年以降採用者で猶予年限特例の方は〔猶予年限特例〕と印字されています(30頁～31頁参照)。

[所得連動返還型無利子奨学金]

連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ キノウ 仔ロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎 <span style="float: right;">①</span>
	勤務先 (株) 奨学建設 昭和 35 年 2 月 2 日生
	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば
	氏名 奨学 花子 <span style="float: right;">②</span>
	勤務先 (有) 機構商店 昭和 41 年 4 月 4 日生
	電話番号 03-0000-3333
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄
***	氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生

- (返還開始に際してのお願い)
- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りの奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
  - 口座振替(リレー口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
  - 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



2017/08/30  
000001(2014/07)

学校番号	104900	★
区 分	00	
学部学科	2006	
学籍 No	123456	

## (2) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

### <奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

### <借入金額>

一つの奨学生番号で借入した金額（元金）の合計です。  
月額の変更をした場合も、反映されています。

### 【第二種人的保証】

### 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構学貸与金は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。  
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 29 年 8 月 30 日

借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号 814-XX-XXXXXX	CD 9	採用種別 在学
	在学 日本学生支援大学		
	住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	
	フリガナ キコウ アキコ		
	氏名 機構 明子		
		平成 7 年 10 月 27 日生	性別 女
貸与の状況	貸与期間	貸与回数	貸与月額
	2014年4月～2018年3月	48回	50000円
			貸与額計
			2400000円

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
*1	月賦返還選択時の総支払額		(利子込み)			3018568円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円	
2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円	
	併用返還選択時の総支払額		(利子込み)			3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式  
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

〔参考〕平成29年8月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.27%、増額貸与部分は年0.47%）で計算した場合の返還例  
（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	13623円	13623円	13768円
	月賦返還選択時の総支払額		(利子込み)		2452285円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6811円	6811円	6929円
2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40876円	40876円	40905円
	併用返還選択時の総支払額		(利子込み)		2452407円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

### <返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払い額等を確認してください。また、登録されている利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。

### <貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

### <奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届けた住民登録住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。  
 ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ キコウ イロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎
	昭和 35 年 2 月 2 日生
勤務先 (株) 奨学建設	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば
	氏名 奨学 花子
	昭和 41 年 4 月 4 日生
勤務先 (有) 機構商店	電話番号 03-0000-3333
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄 氏名 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。

学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍No	123456	



104900

2017/08/30  
000001(2014/07)

### (3) 第一種奨学金 機関保証の場合

#### <奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

#### <借入金額>

一つの奨学生番号で借入した金額（元金）の合計です。月額の変更をした場合も、反映されています。ただし、一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。

記載はありません（\*印字）。

#### 【第一種機関保証】

#### 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構学貸与金は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 29 年 8 月 30 日

借入金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	614-XX-XXXXXX	CD 9	採用種別	在学	
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000		
貸与の状況	フリガナ	キウ アキ				
	氏名	機構 明子				
貸与の状況	貸与期間	平成 7 年 10 月 27 日生	性別	女		
	2014 年 4 月 ~ 2018 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	51000 円	貸与額計

返還の条件 (目安)	月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	*1	毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
	併用返還 1	月賦返還選択時の総支払額				2448000 円
	併用返還 2	月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円	
	併用返還選択時の総支払額					2448000 円

月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
*1	毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還 1	月賦返還選択時の総支払額				*** 円
併用返還 2	月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	併用返還選択時の総支払額				*** 円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

#### <返還の条件 (目安) >

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。

#### <貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

#### <奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民登録住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。



- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
- ②記載はありません（\*印字）。

平成 29 年度以降採用者で、「所得連動返還方式」を選択した方は〔所得連動返還方式〕と印字されています。


〔所得連動返還型無利子奨学金制度〕の方は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。なお、平成 29 年度以降採用者で猶予年限特例の方は〔猶予年限特例〕と印字されています（30 頁～ 31 頁参照）。

〔所得連動返還型無利子奨学金〕

本人以外の連絡先	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9 電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999 <small>フリガナ</small> キコウ シロウ 続柄 父 氏名 機構 次郎
	昭和 47 年 1 月 1 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> 続柄
***	氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> 続柄
***	氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



104900

2017/08/30  
000001(2014/07)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍 No	123456

★

## (4) 第二種奨学金 機関保証の場合

### <奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

### <借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。  
月額の変更をした場合も、反映されています。

### ● 【第二種機関保証】

### 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構学貸与金は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。  
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 29 年 8 月 30 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	814-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学
	在学	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000		
貸与の状況	フリガナ	キコウ アキコ				
	氏名	機構 明子				
貸与の状況	貸与期間	平成 7 年 10 月 27 日生	性別	女		
	2014 年 4 月～2018 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円	貸与総計
	年 月～年 月				円	円
	年 月～年 月				円	円
	年 月～年 月				円	円

返還の条件 (目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金		割賦金		最終割賦金		
			円	円	円	円	円	円	
月賦返還	毎月27日	180 回	16769	16769	16769	16917	16917	16917	
*1 月賦返還選択時の総支払額 (利息込み)	3018568 円								
併用返還 1	月賦分 毎月27日	180 回	8384	8384	8384	8516	8516	8516	
併用返還 2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	50355	50355	50355	50361	50361	50361	
	併用返還選択時の総支払額 (利息込み)	3019908 円							

選択された利率の算定方法：利率固定方式

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

〔参考〕平成29年8月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.27%、増額貸与部分は年0.47%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還の条件 (目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金		割賦金		最終割賦金		
			円	円	円	円	円	円	
月賦返還	毎月27日	180 回	13623	13623	13623	13798	13798		
月賦返還	月賦返還選択時の総支払額 (利息込み)	2452285 円							
併用返還 1	月賦分 毎月27日	180 回	6811	6811	6811	6929	6929		
併用返還 2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40876	40876	40876	40905	40905		
	併用返還選択時の総支払額 (利息込み)	2452407 円							

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

### <返還の条件 (目安) >

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。また、登録されている利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。

### <貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

### <奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民登録住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。  
②記載はありません（\*印字）。

本人以外の連絡先	住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999 フリガナ キョウジロウ 続柄 父
	氏名 機構 次郎 ① 昭和 47 年 1 月 1 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - *****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄 氏名 ***** ② ** 年 ** 月 ** 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - *****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄 氏名 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



2017/08/30  
000001(2014/07)

学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍 No	123456	

○転居・改氏名・勤務先（変更）届……………54 頁	○奨学金返還期間変更願……………61 頁
○連帯保証人変更届……………55 頁	○在学届……………62 頁～63 頁
○保証人変更届……………56 頁	○在学期間短縮届……………64 頁
○返還保証書……………57 頁～58 頁	○奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願…65 頁～68 頁
○本人以外の連絡先（機関保証）変更届……………59 頁	○奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願…69 頁
○線上返還申込書……………60 頁	

## 各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先（変更）届 線上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6683 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
連帯保証人変更届 保証人変更届 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 返還保証書 在学期間短縮届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
在学届 在学届（ <input checked="" type="checkbox"/> 在学期間短縮） <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出して、学校の指示に従ってください。 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還猶予課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676

免除に関する諸用紙	提出先・請求先
・死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6675

口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替（リレー口座）加入申込書	【窓口用：提出先】 各金融機関 【郵送用：提出先】 口座振替担当窓口（詳細はホームページ参照） 【請求先】 機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 <a href="http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/furikae/kozahenko.html">http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/furikae/kozahenko.html</a> ※ホームページ以外からの請求先 <電話> 0570-666-301 奨学金返還相談センター <郵送> 独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676 返還促進課

ここに掲載してある様式は平成 29 年 10 月現在のものです。様式は改正されることがあります。様式は機構 HP にも掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえご利用ください。  
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

返還中の願出・届出

検索

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

### 転居・改氏名・勤務先(変更)届

#### 【人的・機関保証共通】

今回変更をする者を○で囲む	本人	6512
---------------	----	------

#### 【人的保証】

今回変更をする者を○で囲む	連帯保証人	6522
	保証人	6532

#### 【機関保証】

今回変更をする者を○で囲む	本人以外の連絡先	65C2
---------------	----------	------

5	8	10	16
奨学生番号			C D
			X

奨学生氏名	
氏	名

奨学生生年月日			
大正			
昭和	年	月	日
平成			

提出日	17	西暦年	月	日
	2	0		

変更対象者氏名	
氏	名

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

今回変更をする者の氏名(カタカナ) ※改姓を伴うときは、新氏名を記入															
25															

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

旧姓(カタカナ)				改姓のときのみ新漢字氏名			
55				氏	60		名

新住所	郵便番号	120							
	漢字	127	都道府県						
	漢字								
電話番号	327								
携帯電話番号	347								
e-mailアドレス	367								

勤務先	漢字	487							
電話番号	587								

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

(注1)連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の転居等の場合も届け出てください。  
 (注2)改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を添付して提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

05-01\_20171001

◎スカラネット・パーソナル(インターネット)からの届出も可能です。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供



願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

【人的保証用】

年 月 日

## 連帯保証人変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名		奨学生押印 (朱肉を使用する印)→	印
-------------	--	----------------------	---

※奨学生本人  
が自署・押印

奨学生番号    -   -     (奨学生番号ごとに願出)

借用終了時の学校名 \_\_\_\_\_

奨学生本人住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

自宅電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

e-mailアドレス \_\_\_\_\_

私は、下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑登録証明書(原本)及び収入に関する証明書類を添付の上お届けします。

※印鑑登録証明書は変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを、収入に関する証明書類は取得できる直近のものを提出してください。

旧連帯保証人 氏名	変更理由
新連帯保証人 氏名	

年 月 日

## 連帯保証誓約書

日本学生支援機構理事長 殿

私は、奨学生 \_\_\_\_\_ (奨学生番号 \_\_\_\_\_) の  
日本学生支援機構に対する奨学金返還債務を連帯保証します。

新連帯保証人 署名		新連帯保証人 実印で押印 →	印
--------------	--	-------------------	---

※新連帯保証人  
が自署・押印

新連帯保証人	フリガナ	生年月日	年 月 日	
	氏名	本人との続柄		
	住所 〒 _____			
	自宅 電話番号	携帯 電話番号		
	勤務先名	勤務先 電話番号		

(注) 連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の承諾・署名・押印が必要です。また、「印鑑登録証明書」及び収入に関する証明書類(源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)を添付してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※第一種奨学金(長期派遣給付者対象)および、第二種奨学金(海外)の貸与を受けた方は、専用の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードしていただくか、奨学金返還相談センターに用紙を請求してください。

04-01\_20171001

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に  
加入している方へ

III 貸与奨学金返還  
確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO  
情報提供

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

【人的保証用】

年 月 日

## 保証人変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名		奨学生押印 (朱肉を使用する印) →	印
-------------	--	-----------------------	---

※奨学生本人  
が自署・押印

奨学生番号    -       (奨学生番号ごとに願出)

借用終了時の学校名 \_\_\_\_\_

奨学生本人住所(〒 \_\_\_\_\_ )

自宅電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

e-mailアドレス \_\_\_\_\_

私は、下記のとおり、旧保証人を新保証人に変更しますので、印鑑登録証明書(原本)を添付の上お届けします。  
※印鑑登録証明書は変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

旧保証人 氏名	変更理由
新保証人 氏名	

年 月 日

## 保証誓約書

日本学生支援機構理事長 殿

私は、奨学生 \_\_\_\_\_ (奨学生番号 \_\_\_\_\_) の  
日本学生支援機構に対する奨学金返還債務を保証します。

新保証人 署名		新保証人 実印で押印 →	印
------------	--	-----------------	---

※新保証人  
が自署・押印

新保証人	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名	本人との続柄	
	住所	〒 _____	
	自宅 電話番号	携帯 電話番号	
	勤務先名	勤務先 電話番号	

(注)保証人を変更する場合は、新保証人の承諾・署名・押印が必要です。また、「印鑑登録証明書」を添付してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※**第一種奨学金(長期派遣給付者対象)**および、**第二種奨学金(海外)**の貸与を受けた方は、専用の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードしていただくか、奨学金返還相談センターに用紙を請求してください。

04-02\_20171001

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に  
加入している方へ

III 貸与奨学金返還  
確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO  
情報提供

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

全採用年度共通

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

## 返 還 保 証 書

平成 年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書以外に添付する場合は記入日)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名押印、印は実印)



生年月日

年 月 日生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書, 年金額改定通知書(支払金額のわかるもの, 直近のもの) 等
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの, 直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。変更届に添付する場合は、変更届記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書・法務局で取得)など
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	Iの金額+(IIの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

04-04\_20171001

# 「返還保証書」の記入上の注意点と記入例

連帯保証人または保証人に4親等以内の親族でない人を選任する場合及び保証人に65歳以上の人を選任する場合は、保証する人（連帯保証人または保証人）が作成した「返還保証書」を添付する必要があります。また、保証する人は、資産等の状況が一定の基準を満たすことが必要です。

保証する人が奨学生氏名欄を含む「返還保証書」のすべての項目を記入してください。

記入を誤った場合は、2本線で消し、実印を押して訂正印としてください。

## ●返還保証書の記入例

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）がすべての項目を記入してください。

全採用年度共通

（当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入）

### 返 還 保 証 書

平成 **29** 年 **5** 月 **1** 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書以外に添付する場合は記入日)

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」を正しく記入してください。

私は、1.の「奨学生本人」が借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名	奨 学 五 郎	
	(② 当該人物の署名押印、印は実印)	
生年月日	昭和 25 年 4 月 25 日 生	奨学生本人との関係 <b>祖父</b>
	(③ 当該人物の生年月日を記入)	(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名 <b>奨 学 太 郎</b>	2. 奨学生番号 <b>614 - 04 - XXXXXX</b>	3. 奨学生生年月日 <b>平成 7 年 11 月 11 日 生</b>
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下)	提出可能・不可の証明書類例 (全てコピー可)												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">I</td> <td style="width: 60%;"> <p>給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; text-align: center;">350 万</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II</td> <td> <p>給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p> </td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">III</td> <td> <p>預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p> </td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV</td> <td> <p>IとIIを組み合わせた場合</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p> </td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> </table>	I	<p>給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; text-align: center;">350 万</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額	II	<p>給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額	III	<p>預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額	IV	<p>IとIIを組み合わせた場合</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額	<p>I</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得証明書</li> <li>○源泉徴収票</li> <li>○年金振込通知書、年金額改定通知書</li> <li>○年収見込証明書</li> <li>○確定申告書（控）（税務署の受付印があるもの）</li> <li>※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付</li> <li>△特別徴収税額決定通知書（通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可）</li> <li>×給与明細</li> </ul> <p>II</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○預貯金残高証明書（預貯金額）</li> <li>○固定資産評価証明書（土地・不動産評価額）</li> <li>※（資産が共有名義の場合、）持分割合の記載が無いものは不可</li> <li>持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」（法務局にて取得）等、持分割合が明記されている書類の添付が必要</li> <li>○取引残高報告書（有価証券残高）</li> <li>×通帳のコピー</li> </ul>
I	<p>給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; text-align: center;">350 万</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額											
II	<p>給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額											
III	<p>預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額											
IV	<p>IとIIを組み合わせた場合</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">※1万円未満は切り</p>	金額											

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」を正しく記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

平成 29 年度 返還のてびき 58

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※ 楷書ではっきり記入してください。

※ この様式は「本人以外の連絡先」として届け出ている方を変更するための届出用紙(機関保証選択者用)です。  
届出している方の住所・電話番号等を変更する場合は、スカラネット・パーソナル(インターネット)または「転居・改氏名・勤務先(変更)届」により届け出てください。

年 月 日

### 本人以外の連絡先(機関保証)変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名	印
-------------	---

※ 奨学生本人  
が自署・押印

奨学生番号    -   -      (奨学生番号ごとに届出)

借用終了時の学校名 \_\_\_\_\_

住所(〒 \_\_\_\_\_ )

自宅電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

e-mailアドレス \_\_\_\_\_

私は、下記のとおり、「本人以外の連絡先」の方を、新しい「本人以外の連絡先」の方に変更しますので、お届けします。

(旧)本人以外の連絡先 氏名	(新)本人以外の連絡先 氏名
-------------------	-------------------

以下は、新しい「本人以外の連絡先」の方がご記入ください。

私は、上記奨学生の「本人以外の連絡先」となることを承諾します。

(新)本人以外の連絡先 署名	※ 新しい「本人以外の連絡先」の方が自署
-------------------	----------------------

(新)本人以外の連絡先	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名	本人との続柄			
	住所 〒 _____				
	自宅電話番号	携帯電話番号			

(注)「本人以外の連絡先」として届け出ている方を変更する場合は、新たに「本人以外の連絡先」となる方の承諾・署名が必要です。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、本人の連絡先情報が「本人以外の連絡先」に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。  
なお、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

04-06\_20171001



願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

### 繰上返還申込書

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

#### 1. 奨学生情報欄

奨学生	フリガナ 奨学生氏名	生年月日	年	月	日
	住所 〒.....	旧姓			
	自宅 電話番号	携帯 電話番号			
	勤務先名				

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

#### 2. 繰上返還希望月 (提出日より3か月以内の月を記入してください)。

月 振替日に、下記奨学生番号の奨学金繰上返還を希望します。

#### 3. 繰上返還希望内容 (繰上返還希望の奨学生番号のみ記入してください。)

(1)	奨学生番号	. . . . .			
	全額				
	一部	A	当月分+ _____ 回分	B	_____円(上限)
(2)	奨学生番号	. . . . .			
	全額				
	一部	A	当月分+ _____ 回分	B	_____円(上限)

※「全額」又は「一部」の希望する返還方法に○を記入し、「一部」の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。「一部」のBを希望する場合は、希望金額に近い繰上返還回数を本機構で計算し設定します。  
 ※併用返還(月賦返還と半年賦返還の併用)の人が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。

#### 4. 繰上返還通知送付先

記入の無い場合は口座名義人宛に送付いたします。

通知送付先	フリガナ 氏名	本人との続柄(本人の場合は「本人」と記入)			
	住所 〒.....				
	自宅 電話番号	携帯 電話番号			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

08-01\_20171001

スカラネット・パーソナル(インターネット)では繰上返還の申込み、及び返還残額の確認もできません。郵送・FAXによる繰上返還の申込は、繰上返還を希望する月の振替日の一か月前に締め切ります。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

※楷書ではっきり記入してください。

## 奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間(回数)にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。  
変更を希望する奨学生番号のみ記入してください。

奨学生番号	借用金額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ		印
奨学生氏名	( 年 月 日生)	
住 所	〒	
電話番号	(自宅) _____ (携帯) _____	
e-mail アドレス		
勤務先名	電話番号	

※確認の連絡を取る必要がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※学校で証明を受けた後、日本学生支援機構に提出してください。  
※楷書ではっきり記入してください。

※スカラネット・パーソナル（インターネット）でも在学猶予願の提出ができます。  
※在学猶予が承認された後、短縮卒業・退学等の理由により、在学期間に変更が生じた場合は、届け出てください。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

## 在 学 届

在学期間短縮の場合は☑してください。

在学期間短縮

データ種別			
1	2	3	4
1	3	1	6

奨 学 生 番 号			
記号			CD
5	6	10	15

フリガナ	
氏 名	
生年月日	19 年 月 日生
連絡先電話番号	- -

姓 (カタカナ)			
17			

現在の入学年月	
西暦年	月

現在の卒業予定期		
西暦年	月	在学年数
28		3
29		34

ここから記入

西暦の下2桁を記入

西暦の下2桁を記入

借用終了時の学校名	
借用終了年月・事由	年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止

該当する場合のみ○で囲む → 留年・休学・在籍中の留学・通信教育・放送大学

現在の学籍（学生証）番号

学校名

\_\_\_\_\_ 大学 学部 学科 昼間部  
夜間部 学年

\_\_\_\_\_ 大学院 研究科 専攻科 M C  
D C  
D医歯  
D一貫 学年

専修学校名 \_\_\_\_\_ 学校 高等課程 分野  
(TEL \_\_\_\_\_) 専門課程 学科 学年  
(修業年限 年課程)

高等専門学校・高等学校名 \_\_\_\_\_ 学校 学年

上記のとおり在学している（いた）ことを証明します。

年 月 日

電話番号（担当者名）

( )

学校長名  
大学長名  
(関係部課長)

職印

学校番号

区分

【連絡事項欄】（在学期間短縮の場合は、退学等の学籍日を記入してください。）

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

## 「在学届」の記入上の注意点と記入例

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 698カ65432

奨学生番号											
記号										CD	
6	9	8	カ	6	5	4	3	2			X

(例) 611-04-654321

奨学生番号											
記号										CD	
6	1	1	0	4	6	5	4	3	2	1	X

2. 借用終了後の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。
3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。  
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子

姓(カタカナ)					
エ	ン	シ	・	ヨ	

(例) 青木昭子

姓(カタカナ)			
ア	オ	キ	

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

また、卒業予定月が3月ではない場合は、3と記載のあるところに二本線を引き、上部余白に正しい月を記入すること。(訂正印不要)

5. 在学年数は、次の(1)～(4)のいずれかの年数を記入すること。
- (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数
  - (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数
  - (3) 辞退、廃止などにより在学期間中に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数
  - (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。

※在学期間が1か月～11か月の場合は、「1」と記入すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。

### 7. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合

卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。提出済みの在学期間は短縮となりますので必ず「在学届」の在学期間短縮欄のチェックボックスにチェックし、在学していた学校に届出てください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

## 在学期間短縮届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、届出済みの在学期間を短縮しますのでお届けします。

奨学生番号 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所(〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

e-mailアドレス \_\_\_\_\_

(在学期間短縮の内容)

在学猶予を受けている学校名 \_\_\_\_\_

入学年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

当初の卒業予定年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

短縮後の卒業又は退学等年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

在学期間短縮の理由 \_\_\_\_\_ 早期卒業 ・ 退学

(該当を○で囲んで下さい。)

(注) 諸事情により、学校を通じて「在学届」(在学期間短縮)を提出できない場合は、本届出を日本学生支援機構へ直接ご提出ください。「短縮後の卒業又は退学等年月」から6か月経過後に返還が開始となります。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

07-04\_20171001



①表面

※ 1年ごとの願出となっています。  
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

いづれかの口に✓  
 奨学金減額返還願  
 奨学金返還期限猶予願

「奨学金減額返還願」と「奨学金返還期限猶予願」のいずれかを選び、口に✓してください。  
 ・口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、審査できませんのでご注意ください。

日本学生支援機構理事長 殿

年 月 日

いづれかの口に✓  
 全奨学生番号を希望  
 [貸与を受けた全ての奨学生番号について希望します。] ※必ず奨学生番号を記入してください。  
 右欄に記入の奨学生番号のみ希望

奨学生番号

フリガナ  
 本人氏名 (印) ※押印してください  
 生年月日 年 月 日生

本人住所 〒

電話番号 (自宅) ( ) (携帯) - -

勤務先名 電話番号 ( )

外国居住の場合の国内連絡先住所 連絡者氏名 連絡者電話番号 ( )

申告  
 第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(※1)に該当する方は、必ずどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません)  
 私は、所得税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(※2)となって  いる  いない

【期間について】 □できるだけ早い時期~の口に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還又は猶予の開始月とします。  
 ※減額返還の欄と猶予の欄の両方に記入された場合は、審査できませんのでご注意ください。

○奨学金 **減額返還** を希望する

減額返還は減額返還方法と減額返還する期間を選択してください。

減額返還を開始する時期  
 いづれかの口に✓  
 できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月)  
 (西暦) 年 月

減額返還方法と期間  
 いづれかの口に✓ ①、②の両方に✓することはできません。  
 ①通常割賦金額の1/2の金額で返還する。  
 ↳ □2か月 □4か月 □6か月 □8か月 □10か月 □12か月  
 ②通常割賦金額の1/3の金額で返還する。  
 ↳ □3か月 □6か月 □9か月 □12か月

希望の口に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。また、複数に✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。

○奨学金返還期限 **猶予** を希望する

希望猶予期間  
 いづれかの口に✓  
 できるだけ早い時期 ~  12か月  
 (西暦) 年 月 まで  
 (西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月 まで (※ 12か月以内の期間を記入してください。)

※ 12か月以内の期間を記入してください。口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います。

【願出の事由】  
 傷病  生活保護受給中  入学準備中  失業中  経済困難  その他( )

※「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)の猶予適用事由は「経済困難」又は「その他(新卒等)」のみです。上記以外の事由による願出は通常の返還期限猶予と同じです。

【事情】 返還困難な事情について、収入と支出の状況(金額、使途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。

今後の返還見通し 減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。(未記入の場合は審査できません)

※ 減額返還希望の方、及び年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は ②裏面 を必ず確認してください。

- 以下のことについて、ご了承ください。
- ※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。
  - ※2 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に定める控除対象配偶者、同項第34の2号に定める控除対象扶養親族及び第83条の2第1項各号に掲げる配偶者をい、これらのいずれかに該当する方については、本機構が定める条件に該当する場合に限り、「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)については「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。
  - ※3 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
  - ※4 審査の結果、承認する場合には、減額返還については適用期間とその返還明細を、返還期限猶予については適用期間を通知します。なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(減額返還で本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。
  - ※5 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還・返還期限猶予は取り消されます。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

※返還期限の猶予については、適用希望月の前々月末までに願出してください。  
 ※減額返還については、適用希望月の前月末までに願出してください。

必ず証明書を添付してください。

I 奨学金の返還

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還 確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供

## 年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

※ 奨学生本人の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超えて減額返還・返還期限猶予を希望する場合は、以下の控除項目に該当し、控除後の金額が年間収入300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になる場合は、願い出できます。

★ 年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方が願い出る場合は、ホームページに別途掲載の「控除計算表」も併せて提出が必要です。

	控除項目	内容
1	奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
2	奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円)までの実費) ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3	奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助(2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4	奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5	奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6	(「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の場合に控除 ②領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除
7	減額返還を願い出る場合の控除	減額返還を願い出る場合のみ、一律25万円控除

**〔注意〕 控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書の提出が必要です。**

追加の書類の提出を依頼する場合があります。

審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 同意事項・注意事項 減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、ご提出ください。

○月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。

月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知でご確認ください。

○減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

### 〔注意事項〕

※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。

※審査の時点で延滞している場合には適用されません。  
(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)

※口座振替(リレー口座)加入者のみ利用可能です。未加入の方は、事前に金融機関で手続きを済ませて、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。

※「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていることが必要です。  
未提出の方は、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。(奨学生番号ごとに提出が必要です。但し、過去に一度提出して減額返還を承認されていて、減額返還の願い出が2回目以降となる奨学生番号については、提出不要です。)

3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。

## 減額返還願・返還期限猶予願【提出前チェックシート】

減額返還願・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願又は猶予願と一緒に提出してください。

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

・すべての奨学生番号について減額返還又は返還期限の猶予を願い出る場合  
→1枚の願出用紙で願出可能です。チェックシートも1枚提出してください。  
・ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出るなど異なる願出を行う場合  
→減額返還及び返還期限の猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートも2枚提出してください。

奨学生番号：
氏 名：

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

### 減額返還・猶予 共通

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
---	---	----

### 【願出様式の表面】

2	「奨学金減額返還願」、「奨学金返還期限猶予願」のうち、「いずれかの□」に✓を入れましたか。 ※ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出る場合は、減額返還及び返還期限の猶予、それぞれ願出用紙の記入が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
4	審査を希望する奨学生番号を記入し、「全奨学生番号を希望」するか、「記入の奨学生番号のみ希望」するか、選択しましたか。 ※全奨学生番号にチェックが入っていない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、すべての奨学生番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先に記入間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい

・第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者) に該当する方のみ記入

7	「配偶者又は扶養親族となって □いる □いない」のいずれかに✓を入れましたか。 ※記入漏れは不備となり返送されます。	はい
8	願出の事由が「経済困難」で、奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となっている場合、被扶養者の要件のいずれかに該当する方は、要件に該当する証明書と事情書も併せて添付しましたか。 ※ホームページ(「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者))で「被扶養者の要件」及び添付証明書、事情書を確認してください。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

9	希望減額返還期間の開始時期について「いずれかの□」に✓を入れましたか。 ※「(西暦)年 月」を選択した場合は具体的な開始年月を記入してください。(過去の年月は不可)	はい
10	希望する減額返還方法の選択と希望減額返還期間について ※減額返還期間について✓がない場合はいずれも12か月として取り扱います。 ※減額返還期間に複数✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。	はい
	・通常割賦金額の1/2で返還希望 → ①の□に✓を入れ、2か月・4か月・6か月・8か月・10か月・12か月のいずれかの□に✓を入れましたか。 ・通常の割賦金額の1/3で返還希望 → ②の□に✓を入れ、3か月・6か月・9か月・12か月のいずれかの□に✓を入れましたか。	
11	所得証明書を添付しましたか。 ※新卒(退学)・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なりますので証明書一覧で確認してください。	はい
12	【11で年間収入325万円(所得225万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減給、無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付しましたか。	はい

②裏面に続きます。



猶予	を希望する方のみ記入	②裏面
13	希望猶予期間の開始時期について「いずれかの口」に✓を入れましたか。	はい
14	希望猶予期間の、「できるだけ早い時期～」を選択した場合、猶予の終期の「いずれかの口」に✓を入れましたか。	はい
15	希望猶予期間の、「(西暦)年 月～」を選択した場合、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入しましたか。(1年＝12か月以内。例：10月から猶予希望の場合、最長で翌年の9月まで。)	はい
16	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 ※証明書一覧またはホームページで添付証明書を確認してください。	はい
17	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

## 減額返還・猶予 共通

18	願出の事由を選択しましたか。	はい
19	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
20	事情欄には現在返還が困難である事情を、収入支出の具体的な金額を用いて、具体的に記入しましたか。	はい
21	今後の返還見通しについて記入しましたか。	はい

## 【願出様式の裏面】

給与所得者で年間収入が300万円(給与所得者以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のみ記入

22	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
23	年間収入が300万円(給与所得者以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、「年間収入が300万円(給与所得者以外の所得200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、年間収入300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
24	②裏面の「控除項目」1～6に該当する場合は、「控除計算表」に記載の証明書を用意しましたか。	はい

## 減額返還 を希望する方のみ記入

25	「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していますか。未提出の場合、今回同封しましたか。 ※複数の奨学生番号をお持ちの方は、奨学生番号ごとの提出が必要です。 ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受けできません。同意書はホームページなどで取得可能です。	はい
26	口座振替(リレー口座)に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合、延滞とならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行(郵便局)から送金し、払込受領証(受領印があるもの)のコピーと、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。	はい
27	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前に延滞を解消してから願出してください。	はい
28	減額返還願裏面の「同意事項・注意事項」は、すべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- 減額返還又は返還期限猶予が承認されるまでの間、口座振替(リレー口座)による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。
- 押印漏れ、記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送となった場合は、返送された書類を改めて提出する必要があります。
- 転居の届出を怠ったために延滞し、その結果複数年の猶予を申請するときには、追加で「住所変更届出失念理由書」の提出を求められることがあります。
- 減額返還・返還期限猶予の願出に当たっては、個人番号カードの写し、通知カード等の個人番号が記載された書類を本機構に提出する必要はありません。

## 【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7  
独立行政法人 日本学生支援機構 返還部 返還猶予課

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、返送とならないように十分注意してください。

減額返還について URL [http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/gengaku/index.html](http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html)

返還期限の猶予について URL [http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/yuyo/index.html](http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html)

15-08\_20171001

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

I 奨学金の返還

記入日： 年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

奨学金減額返還短縮願  
奨学金返還期限猶予短縮願

現在、下記奨学金は減額返還もしくは返還期限猶予の承認期間中ですが、通常の割賦金額での返還再開をお願いします。

記

○奨学生番号（短縮希望の奨学生番号をすべて記入）：

\_\_\_\_\_

○通常返還の開始希望年月

年 月 より返還開始希望

※ 減額返還については、2分の1で適用されている場合は2の倍数回、3分の1で適用されている場合は3の倍数回の返還が終了した翌月から変更となります。

フリガナ：.....

○奨学生氏名：

印

生年月日： 年 月 日

○住所：〒 ー

\_\_\_\_\_

○自宅電話番号：

○携帯電話番号：

\_\_\_\_\_

○勤務先名：

○勤務先電話番号：

\_\_\_\_\_

※ 通常返還開始希望年月の3か月前から前月末日までに提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与事業（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

15-14\_20171001

II 機関保証制度に加入している方へ

III 貸与奨学金返還確認票の確認

IV 各種願出用紙

JASSO 情報提供



## 機構からの情報提供について

機構のホームページとモバイルサイトから、随時情報提供をしています。ぜひご活用ください。

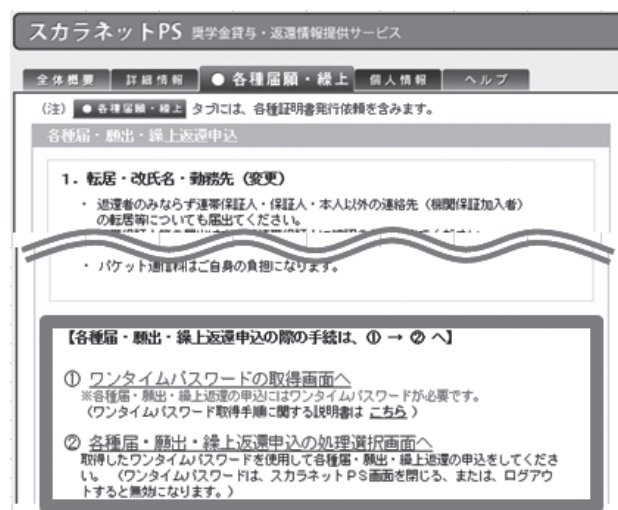
### 1. スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナル（以下「スカラネットPS」という）とは、あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。奨学金の貸与期間が終了した後は、インターネット上で転居・改姓・勤務先（変更）の届出や繰上返還の申込、在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出等を行うことができます。

なお、スカラネットPSのご利用には、ユーザID、パスワード、奨学生番号が必要です。貸与中にユーザ登録がお済みでない場合は、72頁を参照し、新規登録の手続きを行なってください。

#### (1) スカラネットPSを活用すると

- ① あなた自身の奨学金情報を閲覧・確認することができます。
    - ア. 貸与中……奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報 等
    - イ. 返還中……奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等
  - ② 転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
  - ③ 在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
  - ④ 繰上返還の申込ができます。
  - ⑤ 奨学金返還証明書の発行依頼ができます。
  - ⑥ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。
- ※上記②～⑤の提出等に当たっては、ログイン後の「各種届願・繰上」タブから進み、ワンタイムパスワードを取得する必要があります。（下記参照）



#### (2) スカラネットPSの利用可能時間

- ① 奨学金貸与・返還情報の閲覧……24時間可能
- ② 各種届出、在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出、繰上返還の申込、願出用紙の作成……午前8時～翌日午前1時

※システムメンテナンス等により、上記時間帯で利用できない場合には、スカラネットPSのトップ画面「お知らせボックス」にてお知らせします。

## 2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

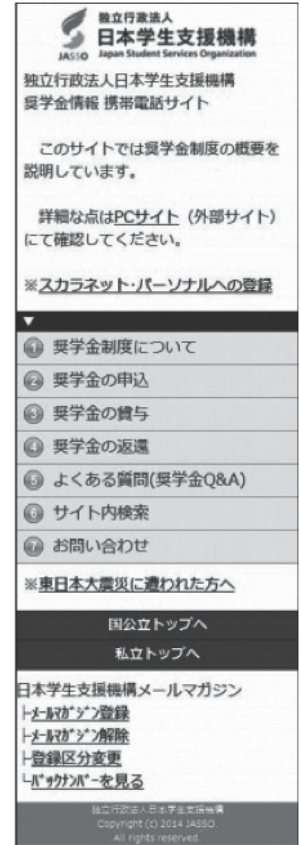
トップページ・「奨学金」関係のページにおいて、随時様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

- アドレス <http://www.jasso.go.jp/>

## 3. 日本学生支援機構（JASSO）のモバイルサイト

モバイルサイトからも、口座振替（リレー口座）振替日、奨学金の制度のことなどの情報を手軽に閲覧することができます。メールマガジンも配信していますので、便利でタイムリーな奨学金の情報を得ることができます。奨学生はもちろん、奨学金に関心のある方はすべて登録できます。

- モバイルサイトアドレス <http://daigaku.jc.jp/jasso/>
- QRコードを認識できる携帯電話を持っている場合は、右のQRコードからアクセスできます。



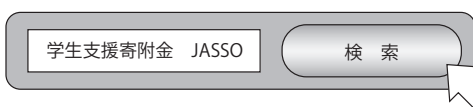
▲モバイルサイト画面イメージ

### 寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた学生支援寄附金をJASSO支援金、優秀学生顕彰および給付奨学金として次代の社会を担う学生を支援するための事業に活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- ◆ 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。



[http://www.jasso.go.jp/about/kihukin/shien\\_kihu.html](http://www.jasso.go.jp/about/kihukin/shien_kihu.html)  
政策企画部 広報課 寄附金担当

# スカラネット・パーソナルにご登録ください。

スカラネット・パーソナル(スカラネットPS)を初めてご利用いただく方は、  
下記の手順に従い、新規登録の手続きを行なってください。

準備するもの：奨学生番号、奨学金の振込口座の口座番号

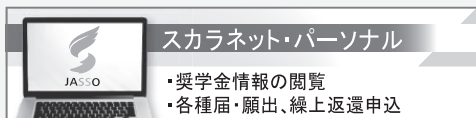
(※貸与終了後は、振替口座の口座番号)

返還誓約書本人控または貸与奨学金返還確認票貼り付け欄(二つ折り、のりづけ)

1

## スカラネットPSにアクセス アクセス方法は、2つ

○日本学生支援機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にあるバナーをクリック

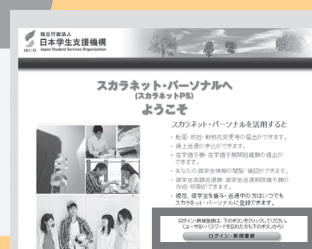


○スカラネットPSのアドレスを直接入力 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

2

## 「ログイン・新規登録」ボタンをクリック

新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。



3

## 「新規登録」ボタンをクリック

スカラネットPS確認情報入力画面が表示されます。

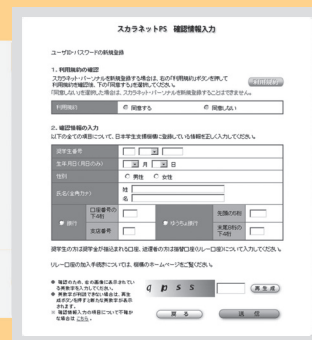


4

## 確認情報を入力し、「送信」ボタンをクリック

奨学生番号、生年月日、性別、氏名(カナ)、振込口座の口座番号等を入力します。(※貸与終了後は、振替用口座の口座番号)

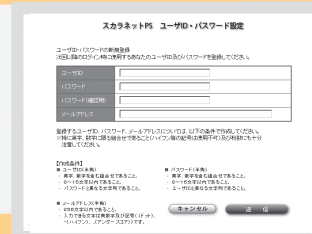
- 「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認してください。
- 「スカラネット・パーソナル利用規約」に同意いただけない場合、スカラネットPSを利用することはできません。



5

## ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。

ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録します。



登録完了

## 「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。

これで新規登録は完了です。

「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワードを使ってログインしてください。



## 電話による相談・届出先

### 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



**0570-666-301** (ナビダイヤル・全国共通)

ナビダイヤル® 月曜日～金曜日8時30分～20時00分 (祝日・年末年始を除く)

- ※返還誓約書についてのご質問（保証人に関する照会等）は、在学する学校へお問い合わせください。
- ※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話は、専用ダイヤル：03-6743-6100をご利用ください。
- ※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただいております。
- ※お問い合わせの際には、奨学金番号が必要です。
- ※奨学生本人(または連帯保証人・保証人)からお問い合わせください(これら以外の方からのお問い合わせにはお答えできない場合があります)。

変更・願出項目		必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届→17頁	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>郵便 FAX 電話</b>
	電話番号（自宅・携帯等）が変わりました	転居届→17頁	
	氏名が変わりました	改氏名届→17頁	
	就職しました／勤務先が変わりました	勤務先(変更)届→17頁	
連帯保証人・保証人	連帯保証人・保証人の住所、電話番号が変わりました	転居届→17頁	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>郵便 FAX 電話</b>
	連帯保証人・保証人の氏名が変わりました	改氏名届→17頁	
	連帯保証人、保証人を変更したい	連帯保証人変更届→17頁、様式 55 頁 保証人変更届→17頁、様式 56 頁	<b>郵便</b> <small>※届出+必要書類</small>
本人以外の連絡先	「本人以外の連絡先」の氏名、住所、電話番号が変わりました	転居届→17頁	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>郵便 FAX 電話</b>
	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保証)変更届→18頁、様式 59 頁	<b>郵便</b>
返還手続	返還が滞りそうです(病気、災害、経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願→22～28頁、様式 65・66 頁	<b>郵便</b> <small>※願+必要書類</small>
	繰上返還したい	繰上返還申込書→19頁	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>郵便 FAX 電話</b>
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→20頁、様式 61 頁	<b>郵便</b>
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更→14頁	<b>郵便</b> <b>金融機関窓口</b>
	進学(留年)しました	在学届→20頁	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>在学している学校</b>
返還明細	自分の返還残額を知りたい	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>電話</b>	
	自分の金融機関情報を知りたい	<b>スカラネット・パーソナル</b> <b>電話</b>	

- スカラネット・パーソナルについては 70, 72 頁を参照してください。
- 詳しい提出先は 53 頁をご覧ください。

<http://www.jasso.go.jp/>

制度や様式の改正、手続きの説明、よくある質問(Q&A)について掲載しています。各種届出用紙もダウンロードできます。